平成２１年玉村町議会第３回定例会会議録第１号

平成２１年９月２日（水曜日）

議事日程　第１号

平成２１年９月２日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　会議録署名議員の指名
日程第　３　会期の決定
日程第　４　閉会中における委員会所管事務調査報告
日程第　５　報告第　５号　平成２０年度玉村町土地開発公社決算報告
日程第　６　報告第　６号　平成２０年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告
日程第　７　報告第　７号　平成２０年度財団法人玉村町農業公社決算報告
日程第　８　認定第　１号　平成２０年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定
日程第　９　認定第　２号　平成２０年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第１０　認定第　３号　平成２０年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
日程第１１　認定第　４号　平成２０年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
日程第１２　認定第　５号　平成２０年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第１３　認定第　６号　平成２０年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第１４　認定第　７号　平成２０年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第１５　認定第　８号　平成２０年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定
日程第１６　認定第　９号　平成２０年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定
日程第１７　報告第　８号　平成２０年度玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
日程第１８　議案第５５号　玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第１９　議案第５６号　平成２１年度玉村町一般会計補正予算（第４号）
日程第２０　議案第５７号　平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第２１　議案第５８号　平成２１年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第２号）
日程第２２　議案第５９号　平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第２３　議案第６０号　平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第２４　議案第６１号　平成２１年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第２５　議案第６２号　工事請負契約の締結について（玉村中学校校舎改築工事（プール棟）建築工事）
日程第２６　議案第６３号　町道路線の認定について

日程第２７　議案第６４号　群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
日程第２８　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第２９　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５人）

１番	原　　幹　雄　君	２番	島　田　榮　一　君
３番	筑　井　あけみ　君	４番	齊　藤　嘉　和　君
５番	備前島　久仁子　君	６番	三　友　美恵子　君
７番	中　里　知恵子　君	８番	関　口　祝　嘉　君
１０番	川　端　宏　和　君	１１番	町　田　宗　宏　君
１２番	村　田　安　男　君	１３番	宇津木　治　宣　君
１４番	寺　田　純　子　君	１５番	茂　木　信　義　君
１６番	石　川　眞　男　君		

欠席議員（１人）

９番	浅　見　武　志　君

説明のため出席した者

町長	貫　井　孝　道　君	副町長	横　堀　憲　司　君
教育長	熊　谷　誠　司　君	総務課長	小　林　秀　行　君
税務課長	阿佐美　恒　治　君	健康福祉課長	松　本　恭　明　君
子ども育成課長	新　井　敬　茂　君	住民課長	佐　藤　千　尋　君
生活環境安全課長	重　田　正　典　君	経済産業課長	高　井　弘　仁　君
都市建設課長	横　堀　徳　寿　君	上下水道課長	太　田　　巧　君
会計管理者兼会計課長	新　井　淳　一　君	学校教育課長	川　端　洋　一　君
生涯学習課長	加　藤　喜代孝　君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大　島　俊　秀	議事調査係長	石　関　清　貴
局長補佐兼庶務係長	小板橋　　保	主査	関　根　聡　子

○議長あいさつ

◇**議長（石川眞男君）**　おはようございます。平成２１年玉村町議会第３回定例会が招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、決算議会とも言うべき９月議会を迎えたわけでありますが、審査結果が新年度予算に反映され、またあすの玉村町のまちづくりの一助となる意義ある議会であり、また私たちの任期の最後を飾る意義深い議会でもあります。

さて、今定例会には平成２０年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定に係る案件や、国保税条例の改正・補正予算案等重要な案件が町長から後ほど提案されます。また、監査委員より玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書の報告など、ますます住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重なる質問や質疑を行っていただき、スムーズな議事運営に当たられ、適正にして妥当な審議結果が得られますよう願うものであります。

今回は、任期最後の一般質問の通告が８名の議員からなされておりますが、活発な議論がなされるものと期待するところであります。

ことしの夏は、天候不順によりゲリラ豪雨等による災害が多発し、夏の日が少なく、日照不足により農作物の育成に影響し、出荷量が少なく、価格が高騰しています。また、さきの衆議院選挙では民主党が圧勝し、政権交代による政策の変更等予想されますが、議員並びに町長をはじめ執行各位には体調に十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

○開会・開議

午前９時開会・開議

◇**議長（石川眞男君）**　ただいまの出席議員は１５名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２１年玉村町議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

○日程第１　諸般の報告

◇**議長（石川眞男君）**　日程第１、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による随時監査の結果が、また同法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。６月から８月までの報告はお手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第２　会議録署名議員の指名

◇議長（石川眞男君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第１２０条の規定により、１番原幹雄議員、２番島田榮一議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第３　会期の決定

◇議長（石川眞男君）　日程第３、会期の決定について。

本定例会の会期については､去る８月２５日に議会運営委員会を開催し､審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

寺田純子議会運営委員長。

〔議会運営委員長　寺田純子君登壇〕

◇議会運営委員長（寺田純子君）　おはようございます。平成２１年玉村町議会第３回定例会が開催されるに当たり、去る８月２５日午前９時より役場４階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から９月１１日までの１０日間といたします。

今定例会に町長からの提案される議案は、報告４件、認定９件、議案１０件、同意１件の２４議案を予定しております。概要につきましては、本日は各委員長より閉会中における委員会所管事務調査報告があります。続いて、町長より報告第５号から第７号までの３件についての報告があります。次に、認定第１号から認定第９号までの９議案について一括提案説明があり、監査委員の監査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、報告第８号の報告及び監査委員の審査意見報告を行います。次に、議案第５５号から同意第４号までの１１議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に一般質問を行います。質問者は４人です。

日程２日目は、本会議を午前９時に開議、一般質問を行います。質問者は４人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。その後、全員協議会が開催されます。

日程３日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程４日目、５日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程６日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程７日目と８日目は、決算特別委員会が開催されます。

日程９日目は、事務整理のため休会といたします。

日程１０日目は､最終日とし､午前１１時より議会運営委員会が開催され､本会議は午後２時開議、決算特別委員会に付託された認定第１号から認定第９号までの９議案について委員長の報告があり、

質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇**議長（石川眞男君）**　以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成２１年玉村町議会第３回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から９月１１日までの１０日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月１１日までの１０日間と決定いたしました。

◇

○日程第４　閉会中における委員会所管事務調査報告

◇**議長（石川眞男君）**　日程第４、閉会中における委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員長の調査研究について、委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和総務常任副委員長。

〔総務常任副委員長　齊藤嘉和君登壇〕

◇**総務常任副委員長（齊藤嘉和君）**　おはようございます。委員長欠席のため、副委員長の齊藤嘉和がご説明を申し上げます。

当委員会では、去る７月１４日、１５日と２日間にわたりまして、防災無線を主に調査研究をしてまいりました。最初に、７月１４日は千葉県の四街道市におきまして、固定系、移動系の２つの無線についていろいろと当市で行っている状況について勉強をしてまいりました。この整備状況というところにも書かせていただいておりますけれども、四街道市ではスタートは昭和６０年度運用開始ということで、もう既にアナログ系については老朽化等、またいろんなふぐあいができていて、１７年度、そして移動系につきましては１９年度、２０年度にデジタル化への導入経過が済まされております。工事費等については書いてあるとおりでございます。

使用状況につきましては、地震についてが四街道市においては特に防災関係については主立った利用方法だというふうな話を聞いております。その固定系については、発生前の避難勧告等や災害発生時に救急活動、復旧活動等のために用いられております。また、移動系につきましては、グループ同士での通信や個別通信、一斉通信などの機能がありまして、大雨等での場合の連絡等、また平時でも使用しているというふうなお話を聞いてまいりました。

それから、運用実績ということでございますけれども、これは特に固定系の話で、８時と１７時のチャイム等で子供たちへの注意を呼びかけるとか、または光化学スモッグの発令、解除等、そういっ

たもので１年間実績で４８回あった、そんなふうなことも聞いてまいりました。

住民から見たよい点、また悪い点ということでありますけれども、固定系につきましては当然固定系のスピーカーのある周辺の地域からは騒音等うるさい点があり、また遠いところにおいては当然言っていることがなかなか伝わらない、把握できない。両方をうまく改善しよう、またできるような方法というのはなかなか難しい、そんなふうな話をしておりました。

最後に、Ｊ－ＡＬＥＲＴや緊急受信速報の取り組みについてということでございますけれども、今年度より運用を開始しているということでございました。

次に、次ぐ日、７月１５日に県内太田市におきまして、やはり防災行政無線について勉強してまいりました。こちらはＭＣＡ無線、これについて特に集中的に取り組んでいる。そして、また話を聞いてまいりました。こちらでも、旧尾島地区においては固定系無線が現在も利用されているということでありますけれども、市全体としてはＭＣＡ無線を中心に防災への周知等を行っている、そんなふうなことでございました。

最後に、考察ということでございます。２つの市の３種類の防災行政無線を視察し、それぞれの特徴、経済性、利便性がよくわかりました。当町においても防災や災害は主に水害が考えられるわけでございますけれども、Ｊ－ＡＬＥＲＴ等の運用もこれからあります。町においても防災システム整備については、住民の防災訓練の反省等を考慮し、最少の経費で最大の効果をもたらす方式は何かを考え、整備を進めるべきであると考えます。

以上で終わります。

◇議長（石川眞男君）　以上で総務常任副委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員長の調査報告について、委員長の報告を求めます。

村田安男経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長　村田安男君登壇〕

◇経済建設常任委員長（村田安男君）　報告させていただきます。

経済建設常任委員会は、７月２２日に利根郡川場村を視察させていただきまして、株式会社田園プラザ川場ということで内容を見てまいりました。特にこの玉村町、平成１２年以降農村公園構想の中に物産館の位置づけというような位置づけがあったわけでございますけれども、いろいろの事情がございましてなかなか延び延びになっているわけでございます。そのような経過の中で、昨年１０月、たまむら物産館（仮称）の設置推進協議会がつくられまして、この中で議論を交わしているところでございますけれども、これらの先行きについてどのようなものが望ましいかということで視察をさせていただいたわけでございます。

川場村における物産館の設置のねらい、あの川場村は人口４，０００人というようなまことに小さな農村でございます。しかしながら、その後方には武尊高原あるいは尾瀬、片品、これらの観光地に立地した中での物産館ということで、最後にも述べられておりますけれども、その購買者の、来訪者

という表現がよろしいかと思いますけれども、見えられる方の総数の４％しか地元の人が利用していないというような状況であったわけでございます。これは後で結論としては述べさせていただきます。

この川場村における物産館のねらいは、今申し上げたような状況でございますけれども、施設内容といたしましてはプラザセンター６０２平米、それから農産物加工体験教室、キッチン工房、観光協会案内所、これはプラザセンターの中にあるのがこの４つです。それから、次にいきまして、ファーマーズ・マーケット、これは農産物直売所です。それから、ミルク工房、ミート工房、そばどころということで、言ってみればそば屋です。それから、ビール工房というようなことで、加工食品を中心に販売しているなというような判断をさせていただきました。その中でもミルクについては酪農家が村内にあるということで、村内の酪農家の牛乳を使って、ミルク工房でヨーグルトなりアイスクリームを生産しておりますけれども、ミート工房、それからビールについては、もちろん豚を飼っている人はいないし、ビール工房においてもビール麦はつくっていないで、これはこっちのほうから行っているなという判断をさせてもらったわけでございます。そばについては、休耕田を利用してソバをつくり、それをそばどころで販売しているというような、原料に使っているというような話を聞かせていただきました。

建設費については、そこにありますように、総額で３１億４，０００万円、中身そのようになっておりますけれども、大まかに見た場合においては３分の１が県、国の補助金、３分の２が自前の資金というような位置づけになろうかと思います。それから、運営方法については、第三セクター方式ということで、資本金約９，０００万円、その内訳としては川場村の地元が６，４００万円、残り世田谷区、これは友好姉妹都市提携を結んでもう相当、２０年近くたっておりますか、そのところから１，０００万円です。その他７団体というのは、農協なり商工会なり郡銀、その他ということでございます。

経営状況はということでございますけれども、平成２０年度では約３００万円の黒字になったということであるわけでございます。そこにその他の内容で出ておりますけれども、年間の顧客数、これが７２万人。年間売上高６億２，０００万円。それから、雇用者人数、これは全員地元の人だそうでございますけれども、６０人。要するに顧客の居住地、どこから来たかということでございますけれども、村内が４％、県内が２６％、残りは首都圏だということで、観光に来た人間がそこへ立ち寄って利用するというような位置づけではなかろうかと思います。

考察に述べさせていただきましたけれども、これは品ぞろえとか商品、そういうものについての関係については大変勉強になりましたけれども、しかしながら進行の過程の中における集客能力、そういうものについては余り参考にならなかったというような気がしますけれども。玉村町は当然そういうことを念頭に置いてこれを考えていく必要があるのではなかろうかと考えておりますけれども、とにかく玉村町の立地条件を考えれば、この町を中心に半径１０キロ以内に３０万人と表現しましたけれども、私はそれ以上の人間がいようかと思います。そういう立地状況を考えての物産館設置という

ものが望ましい姿ではなかろうかと思います。さらには、安全性あるいは新鮮な農畜産物、あるいは工業製品においても特徴あるものを供給できる体制というものが望ましい姿ではなかろうかと考えております。

以上でございます。

◇**議長（石川眞男君）**　以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉行政の調査研究について、委員長の報告を求めます。

中里千惠子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長　中里千惠子君登壇〕

◇**文教福祉常任委員長（中里千惠子君）**　文教福祉常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成２１年８月４日、神奈川県茅ヶ崎市を訪問いたしまして、目的は茅ヶ崎市の子育て支援の取り組みについてであります。出席委員は中里知惠子、三友美惠子、筑井あけみ、備前島久仁子、寺田純子であります。随行者は、事務局の調査係長、石関清貴さんであります。説明者が、茅ヶ崎市保健福祉部子育て支援課課長、吉川隆誉氏ほか１名であります。

当委員会がこの茅ヶ崎市を先進地として選んだ理由は、玉村町で取り組んでおります次世代育成支援地域行動計画、前期の計画でございますが、平成２１年度で終了し、平成２２年度から実施予定の同後期計画で検討されるであろうファミリー・サポート・センター事業について主に調査するのが目的でした。

事前調査としまして、ホームページで平成２１年度子育て支援課の業務計画を見ました。この計画によりますと、方針としまして課の使命、役割を達成するために何を重点に置いて業務を展開するのか。市民のニーズ、つまり外部環境を分析しつつ、９項目の重点施策を優先順位順に挙げております。新規と継続とにその事項を分けまして、優先順位には新規の子育てを地域で支えるための施策の検討でありまして、意見交換、これは２０団体及び施策の検討、さらに具体的に地域で活動するコミュニティーグループや主任児童委員、地区の社会福祉協議会などと意見交換を行い、交流を行いまして、この意見などをまとめ上げて、地域における子育て支援の施策を検討し、実施に向けて体制整備を図っていくと書いてございました。このように、茅ヶ崎市子育て支援課組織の運営の仕方や積極的に市民団体への働きかけに対して期待するものがありました。

この次世代育成支援対策法についてですが、この法律は急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責任を明らかにする。そして、次世代の世界を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的として、平成１５年７月１６日に制定されております。

この茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置しまして、東京から西に５０キロのところにあり、気候は四季を通して温暖という環境から、明治から昭和初期にかけて湘南の別荘地、保養地と言われております。その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平

成２１年7月１日現在では人口が２３万３，７９５人で、たまたま１カ月後を見ましたら８月の１日には１３３名増加しておりまして、２３万３，９２８人となっております。

この茅ヶ崎市子育て支援課における子育ての取り組みにつきまして、吉川課長によるこの支援課における事業全体の説明から始まりました。資料をごらんになっていただくとありますが、一部省略いたします。詳しい資料は資料１、２、そしてその３枚目をごらんになっていただければありがたいのですが、まずゼロ、職員体制であります。人口が多うございますので約６倍、正規１６名、非常勤１２名、臨時職員等々であります。そして、主なものを説明いたしますと、この療育相談でございますが、これは発達障害児童を対象とした事業でございまして、こどもセンター、別名このような呼び方をしています。これは出先機関だそうです。次に、項目３でございますが、これは保育園で現在公立が６、民間１４、定員が１，９２０人、新規基準による待機児童数が、これは４月１日でございますが、現在で、これ基準が変わったために１４３人待機しているということでございます。下にまいりまして、６項目めのこの子育て短期支援事業、これはきめの細かいと申しますか、ショートステイ事業、あるいはトワイライト事業等々を行っているということでございます。

次に、項目１４の子育て支援センター事業費でございますが、これにはもう４，２００万円かけまして、別紙のとおりでございます。それから、目的といたしました項目１５目でございますか。ファミリー・サポート・センター事業費１，７００万円。かつてこれは地域で行われていた子供を預け預かるという支え合いが、都市化や核家族の進行とともに希薄になっております。こうした支え合いを相互補助活動として行うものであります。依頼会員は市内に在住、在勤、在学で、生後３カ月から小学校６年生までのお子さんのいる方ということです。

この課の現在問題点としまして、厚生省の緊急サポートネットワーク事業が廃止になりまして、病児預かりの対応あるいは発達障害のあるお子さんの受け入れのことでございます。そこで、課では療育相談事業に専門員の配置を要求しているということであります。この１４、１５についてちょっと補足させていただきますと、人口が増加している現状とこの２事業が求められる状況というのは、茅ヶ崎駅から５００メートルほど北にあるのですが、市役所がそこにございます。私どもが移動する前にしばらくこれ駅ビル内の人々の動きを見ながら観察できました。このＪＲ茅ヶ崎駅の出口は、これは６階建てのビルでございまして、２階にあります。そして、レストランあるいは商店が各階で営業しておりまして、おびただしい老若男女の昇降数の数がもう大都会並みです。駅の北口と南口の近くと、隣の東海道線辻堂駅の近くにもう一つの浜竹子育てセンターが配置されております。いずれも市民が利用しやすい場所であります。

次に、ファミリー・サポート・センターでございますが、これはどこにあるかといいますと、この茅ヶ崎駅北口の近くにもう見えるのですが、農協のビルの２階にございます。そして、３階に子育て支援センターがありました。次世代育成支援対策推進関連のアンケート調査は、ファミリー・サポート・センターを立ち上げた当時の平成１１年か１２年に１，５００世帯を対象に実施しております。

7 Ù p x z ™ 8 Í H E § * w h Š t | › 0 Å t î ª M h ` o S “ ‡ b { Ð * x • W t
‘ “ ‡ b { \ w · ï » ” w q j Í [x z # % $ s r w ¢ ½ , . U < . p ` h { q O µ » ¿ Ñ › ½ t
• W ` o M ” g x z Y F ì » w Ô ù p b q å T å p Ÿ ˆ t s “ ‡ b { “ Ä t s • ” ‡ p x å
T ’ å › A ` ‡ b { ‡ h z T ’ w E … U T ^ ˆ ‡ b { < • H q w ' $ p I • T s
î • ù M U ž A p] _ M ‡ b { æ S º æ p x z b , o w Ä À › « = ` ~ • ‡ d œ { m w · ï » ” p
b , o › r g b ” ‘ “ z q O w ‘ O s O Ú $ s 0 w „ O U ‘ M q M O] Õ w † Ì U] _ M ‡ ` h { ç
ç 7 ™ t ß o p] _ M ‡ b U z ± U Ä Ê w K ” q M O § M › à ‘ b ” q M O \ q ‘ “ z f ˜
T ’ © é m • o M o ‹ ¦ è w b (Q q E ¥ t ‡ • o M ” Û ò Z ¢ p x z ‹ O 7 t R å
t z Í H E - R § O U M ^ • ” å ² T ’ Ñ • Û æ ” ~ ± Ù ” Ä ~ · ï » ” w q j Í [U U | ^
• ” î Ø t K I h q M O \ q U Œ _ p V ‡ ` h { ^ ’ t z · ï » ” w î « q Ê ¢ Ë ¢ w † Ì › Ú € S
V p V h \ q x € ß t s “ ‡ ` o z ™ [ U K “ ‡ ` h { © H þ q q ‡ X < w x ÿ U ¢ ½ ¬ ç ”
Ó t ‘ ” Æ ˆ › Æ C = ^ d z q O t ¸ l o M ” q M O \ q › Ì G b , V p K “ ‡ b { ç
ç Ž Í p • » q w Ð * C q M h ` ‡ b { ç
ç - ñ ± × Ú • » Õ z ¤ I • ó { ç
Ö ^ Õ ¢ t ’ ¸ ‰ £ ç Ž Í p - ñ ± × Ú • » Õ w C › 4 ƒ M h ` ‡ b { ç
ç Í t z ^ q á æ • » Õ w Ð * Z € t m M o z • » Õ w C › { Š ‡ b { ç
ç É > m ^ q á æ • » Õ { ç
ç ç ç ç ç ç ç ç ç ^ q á æ • » Õ ç ç É > m ¤ J ƒ ¥ ç
Ö ^ q á æ • » Õ ¢ É > m £ ç ^ q á æ • » q t Ä ¿ Ð * C › M h ` ‡ b { ç
ç R å D Ô t " ¸ G ˜ Ê ^ q › ¹ o ` o ‡ M “ ‡ ` h { Z n • » z 5 æ z † Ì x
\ \ t { M o K ” q S “ p b { ç
ç Ð * & a q M h ` ‡ ` o x z Ð * º 0 q M h ` ‡ ` o x z ¹ o è $ x G ˜ Ê ^ q w ^ q á æ ¶ ` t
m M o w Ð * p K “ ‡ ` h U z › t s x ] º Ê ^ q p G ˜ Ê ^ q w ˆ U ‹ Ö ` o M ” q ÿ M t m
M o z f w ‹ Ö è $ • ‹ Ö w & ¢ s r t m M o O : $ t Ð * › î ª M h ` o ‡ M “ ‡ ` h { ç
ç G ˜ Ê w q ÿ M w ‹ Ö w è $ q M h ` ‡ ` o x z G ˜ Ê ^ q t S Z ” q ÿ M w ‹ Ö x z ^ q Ä ›
È t æ O \ q › 7 G w è $ q ` o M ” \ q p K “ z \ w q ÿ x t ^ » x Ž Í q ` o z ^ q Æ
ˆ w È s * › $ ” \ q › è $ q M h ` o S “ ‡ b { ‡ h z ¤ q ÿ w E ¯ t ‘ ” q ÿ E ¯ q ^
x z q ÿ w ¬ s “ { M q Ÿ , K ” á æ › $ “ z ^ q w & Y s á æ w ¬ - t /) b ” \ q › ‡ h è
$ q ` o M ” q t ˜ • ‡ ` h { ç
ç Í t z ‹ Ö w & ¢ p K “ ‡ b U z R å D Ô t ^ q á æ • » q p q ÿ M U ž A q w • »

それから、続きまして、平成２０年度玉村町土地開発基金運用状況審査です。４番、審査結果。平成２０年度における土地開発基金運用の実績はなかった。また、資金等の保管、運用状況は的確に処理され、現金預金高も通帳と照合した結果、適正に処理されていた。６番、審査意見。平成２０年度における運用実績は見受けられなかったが、今後とも基金の設置目的に基づき事業が円滑に遂行されるよう適正な執行を切望する。

続きまして、平成２０年度玉村町国民健康保険マタニティ基金運用状況審査。４番、審査結果。平成２０年度における国民健康保険マタニティ基金の運用実績は貸付件数は２件で金額が７３万円、償還件数が２件で金額が７３万円である。貸し付け並びに償還の手続については、条例等に基づき基金の設置目的どおりに処理されていた。６番、審査意見。平成２０年度における運用実績は、貸し付け実績、償還実績ともに２件であり、件数は毎年減少しているが、今後ともこの基金制度による事業が円滑に遂行されるよう適正な執行を切望する。

続きまして、平成２０年度玉村町水道事業会計決算審査意見。４番、審査結果です。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行った。委託業務や工事施工状況についても審査を行ったが、適正に処理されていた。主な事業として、配水管布設工事４,４５２万４,０００円､設計委託料含む､窓口料金収納業務民間委託２,３７８万３,０００円である。３条予算の収益的収支は、事業収益５億５，４４５万８，０００円に対し、事業費用５億８５２万２，０００円で、差し引き４，５９３万６，０００円である。４条予算の資本的収支は、資本的収入２，０３７万９，０００円に対し、資本的支出１億６，８４０万４，０００円で、差し引き１億４，８０２万５，０００円の不足を生じたが、これを当年度分消費税資本的収支調整額１５０万９，０００円、当年度分損益勘定留保資金１億４，１８０万９，０００円、過年度分損益勘定留保資金４７０万７，０００円で補てんしていた。

６、審査意見。平成１８年度以降、給水収益は一般家庭における節水の浸透、景気の後退による企業の節約等やむを得ない面もあるが、今後とも収益の向上と水の安定供給のため、さらなる経営努力を切望する。

最後に、平成２０年度玉村町農業共済事業会計決算審査意見。４番、審査結果。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は経済産業課農業共済係の諸帳簿と照合し、計数確認を行った。本年３月３１日現在の預貯金については、農業共済出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した。６番、審査意見。町単独事業としての業務は１年未満であるが、今後とも農業共済事業の制度内容及びその趣旨説明を行い、さらに加入の推進を図り、安定した事業運営に努められたい。

以上でございます。

◇議長（石川眞男君）　以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇**議長（石川眞男君）**　休憩いたします。１０時５０分に再開いたします。

午前１０時３４分休憩

午前１０時５０分再開

◇**議長（石川眞男君）**　再開します。

◇**議長（石川眞男君）**　議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑ですが、「議会運営に関する基準、附則第１、予算決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行う」と定められております。したがいまして、款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成２０年度各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第８、認定第１号　平成２０年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第９、認定第２号　平成２０年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１０、認定第３号　平成２０年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１１、認定第４号　平成２０年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１２、認定第５号　平成２０年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１３、認定第６号　平成２０年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１４、認定第７号　平成２０年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１５、認定第８号　平成２０年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第１６、認定第９号　平成２０年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

以上で平成２０年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定に係る総括質疑を終了いたします。

これをもって９会計に係る総括質疑を終了いたします。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

○決算特別委員会の設置・選任の件

◇**議長（石川眞男君）**　お諮りいたします。

認定第１号　平成２０年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定から認定第９号　平成２０年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定までの９議案につきましては、玉村町議会運営に関する基準第４５の２に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第９号までの９議案については、議会選出の監査委員となっている議

員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

◇

○日程第１７　報告第８号　平成２０年度玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の報告

◇議長（石川眞男君）　日程第１７、報告第８号　平成２０年度玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、報告第８号　平成２０年度玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　報告第８号　平成２０年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４指標を報告するものであります。まず、実質赤字比率については、各会計において赤字が生じておりませんので、数値は出ておりません。次に、連結実質赤字比率については、各特別会計を含めての赤字比率ですが、いずれの会計にも赤字が生じておりませんので、数値は出ておりません。次に、実質公債費比率については、過去３年間の平均値であり、７．６の指標となっており、国で定めた早期健全化基準値は２５となっておりますので、この数値もクリアしております。次に、将来負担比率については、平成２１年３月末における一般会計の地方債の残高、各特別会計の地方債の残高のうち一般会計で負担する見込みの残高、平成２１年３月末に全職員が退職することを想定した退職手当見込額などを見込み算出をした結果、数値は出ませんでした。

次に、法律第２２条第１項の規定による資金不足比率につきましても、企業会計の３会計とも黒字

決算であり、資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。町の健全化判断比率は、早期健全化基準を下回っており、今後も健全財政を保ち、財政運営を行っていきたいと考えております。

今回報告させていただきました健全化判断比率につきましては、監査委員さんにより審査をいただき、審査意見書が提出されておりますので、意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

◇**議長（石川眞男君）**　提案説明を終了いたします。

次に、報告第８号　平成２０年度玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の報告には監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小林秀行君登壇〕

◇**総務課長（小林秀行君）**　監査委員からの意見書を朗読させていただきます。

平成２０年度財政健全化審査意見書。１、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３番、審査の結果。総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。①、実質赤字比率、該当数字ありません。②、連結実質赤字比率、該当数字なし。③、実質公債費比率７．６％。④、将来負担比率、該当数字なし。（３）、是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成２０年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の結果、資金不足比率、該当なし。是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

平成２０年度水道事業会計経営健全化審査意見書。審査の結果、資金不足比率、該当なし。３番、是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

平成２０年度農業共済事業会計経営健全化審査意見書。審査の結果、資金不足比率、該当なし。是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

◇**議長（石川眞男君）**　以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇

○日程第１８　議案第５５号　玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

○日程第１９　議案第５６号　平成２１年度玉村町一般会計補正予算（第４号）

○日程第２０　議案第５７号　平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○日程第２１　議案第５８号　平成２１年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第２号）

○日程第２２　議案第５９号　平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
○日程第２３　議案第６０号　平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）
○日程第２４　議案第６１号　平成２１年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
○日程第２５　議案第６２号　工事請負契約の締結について（玉村中学校校舎改築工事（プール棟）建築工事）
○日程第２６　議案第６３号　町道路線の認定について
○日程第２７　議案第６４号　群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
○日程第２８　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（石川眞男君）　日程第１８、議案第５５号　玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第２８、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての１１議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第１８、議案第５５号から日程第２８、同意第４号までの１１議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　議案第５５号　玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成２１年３月３１日に公布されましたことを受け、玉村町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要といたしましては、課税額の算出基礎に上場株式等にかかわる譲渡損失及び配当所得を加えるなどの所要の整備であり、その他は課税の特例の見直しに伴い生じた引用条項の整合性を保つための改正でございます。

議案第５６号　平成２１年度玉村町一般会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳出歳出予算の総額に１億７，８５０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０６億２９４万１，０００円とさせていただくものでございます。

今回の補正の主な歳入は、平成２１年度の地方交付税が決定となりまして１億９３万８，０００円の増額となりました。国庫支出金３，８７６万２，０００円、県支出金７６０万７，０００円、寄附

金１２万円、繰越金８５０万２，０００円、町債として臨時財政対策債５５０万円等を増額するものでございます。その他の歳入としましては、老人保健特別会計からの２０年度の医療費等の精算分として８１９万９，０００円、学校給食事業基金より前年度の食材費不足分８３２万６，０００円の繰り入れを行います。

歳出の主なものですが、総務費としましては、交通安全施設設置事業での路肩の外側線や横断歩道などの整備を行います。また、乗り合いタクシーの車両が５０万キロ以上の走行距離となっておりますので、車両の３台の入れかえのための補助金であります。

基金費では、教育目的としていただいた寄附金１０万円を教育振興基金積立金、２万円を育英基金積立金として積み立てるものでございます。

住民税賦課では、７月に補正を行いましたが、見込み以上の法人町民税の還付金が発生しておりますので、今回の再度補正を行うものでございます。

次に、民生費、老人福祉センター管理運営事業では、ふろ場の排煙トラップが故障したため交換工事を行います。

老人福祉費では、ひとり暮らし高齢者火災警報器給付事業の申込者数が当初の見込みよりふえたため増額と、地域介護・福祉空間整備事業により各福祉施設のスプリンクラーの設置補助を行います。障害者自立支援特別対策事業では、障害者福祉サービス新体系への移行をスムーズにするための事業でございます。

児童福祉費では、前年度に引き続き子育て応援特別手当ての支給を行うものでございます。

衛生費では、拠点回収助成事業モデル地区が４カ所ふえたため、補正を行うものでございます。

農林水産費では、集落営農法人育成支援事業の対象に南玉営農生産組合を追加いたします。

次に、農業委員会が進めています玉村カレー用野菜栽培のための経費が県補助となりました。

商工費では、小口資金損失補償金３件分の補正であります。次に、消費生活センターでありますが、来年４月開設に向けての相談員の養成等の準備を進めるものであります。

土木費の道路関係事業では、箇所が多いため現地の状況を確認し、優先順位を決めて、できる限り補修を進めていきます。また、排水路改修については、水路改修並びに幹線水路のしゅんせつを行います。町道２１７号線道路改良事業では、水道切り回し補償の追加を行います。次に、まちづくり事業では、町なかメーンルートの物件補償調査委託をするものであります。

住宅費では、町営住宅修繕を実施するものであります。

下水道特別会計繰出金では、流域下水道建設負担金の減により減額を行います。

消防費では、玉村消防署に消防ポンプ放水試験装置の設置を行い、消防ポンプを最良の状態に管理するものであります。

教育費では、新型インフルエンザの発生により、エレンズバーグ交流事業、広島体験研修事業の中止による事業費の減や、７月臨時会において議決をいただきました補正予算を執行した結果、各小学

校のコンピューターなどの備品購入も入札が終了しましたので、入札差金を減額するものでございます。

公民館費では、５丁目、８丁目、９丁目の各字公民館の施設改修に伴う補助金でございます。

文化センター施設管理費では、大ホールの設備が故障したための修理を行います。

保健体育費では、スポーツリーダー養成講習会が本年度当町で開催されますので、運営費の補助をいたします。

社会体育館管理費では、会議室修繕並びにトレーニングルーム器具等の整備を行います。総合運動公園管理事業では、施設、遊具等の修繕を行います。

なお、今回の補正では、７月に地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として補正を行い、事業が実施された結果により事業費の減となったため、今回補正する総務費の交通安全施設設置事業、乗り合いタクシー車両更新補助金並びに土木費の道路補修事業に交付金の財源充当を行います。

第２表、債務負担行為でありますが、第５次総合計画策定事業を２カ年事業として行うことになりましたので、平成２２年度に９００万円の債務負担を追加するものでございます。

最後に、第３表、地方債でありますが、臨時財政対策債の借入限度額が決定しましたので、５５０万円を追加し、４億９，５５０万円とするものでございます。

議案第５７号　平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７６３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９億１，１４３万６，０００円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして療養給付費等交付金繰越金１，６２７万４，０００円、雑入１３５万９，０００円を増額するものでございます。

歳出の主なものは、療養給付費等交付金の実績により支払基金への返還金が１，５７５万６，０００円、後期高齢者支援金が確定により７０万３，０００円、システム改修費と国保連合会への負担金で総務費として３７万４，０００円、還付金等で７０万円を増額するものでございます。

議案第５８号　平成２１年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，１７３万３，０００円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、２０年度の医療費が確定し、概算で交付された医療費を実績により精算するもので、歳入に国庫支出金２２１万７，０００円、前年度繰越金６３６万９，０００円を増額し、歳出で県返還金３９万４，０００円、一般会計返還金８１９万９，０００円を返還するものであります。

議案第５９号　平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億６万７，０００円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、２０年度の保険料が確定し、後期高齢者医療広域連合に保険料の追加納付等が生じたため精算をするもので、歳入に前年度繰越金２２０万２，０００円を増額し、歳出で後期高齢者医療保険料負担金１３７万４，０００円、一般会計返還金８２万８，０００円を返還するものであります。

議案第６０号　平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ３，４８２万９，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億７，０６３万６，０００円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成２０年度の介護給付費国庫負担金並びに支払基金交付金の不足交付分に対しまして過年度分を計上するものです。また、地域支援事業国庫負担金並びに支払基金交付金の超過交付分に対しまして返還金を計上するものでございます。

介護保険積立金としては、国庫負担金並びに支払基金交付金の過年度分、さらに前年度繰越金から地域支援事業の返還金分を差し引いた額を積み立てるものでございます。

議案第６１号　平成２１年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３８０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億１，２０３万５，０００円とさせていただくものでございます。

内容といたしましては、下水道事業公共整備事業として幹線整備事業と地区整備事業の２つがございますが、当初予算では幹線整備事業を国庫補助事業、地区整備事業を町単独事業と区分しておりました。今年度に地域活性化・公共投資臨時交付金事業での追加要望等で国庫補助対象事業の対象範囲を精査したところ、地区整備事業で計上しておりました工事についても国庫補助対象として実施できるものがあり、幹線整備事業と地区整備事業の大幅な組み替え補正を行いました。

歳入の主なものは、公共下水道事業国庫補助金２，１００万円、地域活性化公共投資臨時交付金６９０万円、一般会計繰入金７１４万３，０００円を減額し、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金１，５００万円、繰越金２８５万２，０００円、地方債は公共下水道事業債２，０１０万円、特定環境保全公共下水道事業債３，０９０万円を増額するものであります。

歳出の主なものとして、公共下水道建設費では役務費３０万円、委託料７６５万２，０００円、工事請負費２，１３０万円、水道切り回し工事補償費１，５００万円を増額し、土地購入費６２０万円、

流域下水道建設負担金２５７万２，０００円を減額するものです。また、特定環境保全公共下水道建設費では、委託料９０万円及び工事請負費２００万円を増額し、流域建設負担金４５７万１，０００円を減額するものであります。

議案第６２号　工事請負契約の締結について説明申し上げます。

玉村中学校校舎改築工事、これはプール棟になります。建築工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、８業者の参加申し込みがあり、８月２４日に入札執行をいたしました結果、前橋市元総社町１丁目１番地の７、佐田建設株式会社、代表取締役社長、荒木徹が、消費税込み６，８０４万円で落札をいたしました。つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、玉村中学校の全面改築に伴い、現在工事が進められている新体育館の西側に２５メートルで７コースの新たなプールを建設するものでございます。

よろしく審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議案第６３号　町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県による中央幹線整備事業に伴う町道の新設にかかわるものでございます。主な内容は、国道３５４号線バイパスが整備されることにより、周辺町道の機能保障のため、新設される路線を認定するものでございます。今回の認定路線数は２路線、幅員は２路線とも４メートル、延長合計は４３０メートルとなっております。

議案第６４号　群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合の規約変更を別紙のとおり、組合組織団体間において協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。規約変更の内容といたしましては、富士見村及び吉井町が市町村合併したことに伴い、組合を組織する市町村から双方を削除するものでございます。

同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成１８年１１月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております内田昌明様におかれましては、１０月３１日に３年の任期が満了となります。本案は、その後任者を選任するため提案をさせていただくものでございますが、内田様に再任をお願いをいたしましたところ、快くお引き受けをいただきましたので、議会の同意をお願いするものでございます。内田様は、長年にわたり固定資産評価補助員も務められており、固定資産税に精通する適任者でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　提案説明を終了いたします。

日程第１８、議案第５５号　玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第１９　議案第５６号　平成２１年度玉村町一般会計補正予算（第４号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

中里知惠子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　２３ページです。第５次総合計画策定事業、この手順と委託内容をお願いします。

◇議長（石川眞男君）　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇総務課長（小林秀行君）　平成２１年度におきましては、各種調査の内容、そういったものの指導、それから住民意識調査、それから各種団体のアンケートを実施いたしますので、そういった内容の基礎的な調査を主に２１年度につきましては委託しております。なお、この策定の進め方、そういうものについても委託をしていると、そういう内容でございます。

◇議長（石川眞男君）　中里知惠子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　これは３回ですか。

◇議長（石川眞男君）　そうです。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　調査の内容を委託するのでしょうか。ちょっと理解できないのですが。第５次は我々が計画するわけですね、総合計画ですから。町の総合計画ですから。計画まで、調査の内

容まで委託するのでしょうか。

◇**議長（石川眞男君）**　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇**総務課長（小林秀行君）**　策定に当たっての基本的な数字を調べるそういった調査です。例えば人口がどのように増減していくか、それから町民の１つの事業に対してどんなような意見というのですかね、そういうものを持っているか、そういったものの第５次総合計画を立てるに当たっての基礎的な調査の内容を詰めていくということでございます。

◇**議長（石川眞男君）**　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇**７番（中里知恵子君）**　ちょっと不明瞭なのですが、外郭的なものはこちらで策定するというか、検討して決めるべきだと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　だれに答弁を求めますか。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇**７番（中里知恵子君）**　町長だそうでございます。

◇**議長（石川眞男君）**　町長、答弁お願いします。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇**町長（貫井孝道君）**　この総合計画は、もう以前から議会でもいろいろありまして、役場の中でも委員会ができて議論をしております。そういう中で、今後１０年間の町のあるべき姿というのを描いていくわけでございますので、本当にこれ各人一人一人がその知恵を出し合って、この第５次総合計画をつくっていくということでございます。

その中で、その費用についての質問ではないかと思うのですけれども、その細かい面についてはいろいろとありますけれども、大筋はこれからのまちづくりということで我々職員一人一人、また議員の皆さんのお知恵をおかりする中で、今回は特に町民の意見を入れていくということでこの総合計画を立てていこうというのが基本的な考えでございます。

◇**議長（石川眞男君）**　ほかに質疑ありませんか。

齊藤嘉和議員。

〔４番　齊藤嘉和君発言〕

◇**４番（齊藤嘉和君）**　４２ページ、農業振興費の中で集落営農法人育成支援事業の７万５，０００円ということでちょっとお聞きをするのですけれども、これ集落営農から法人化にというのは、当初スタートから５年以内、平成２３年度中に１つの目的が定められてスタートしているわけですけれども、今回これは県から１５万円で、町また単独で７万５，０００円、そういうふうな支出内容かと思います。これは、この使い道といいますか、集落営農の組合はどんなことをするからというか、その目的について、まず１つお伺いをしたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　集落営農法人の育成支援事業ということでありまして、当初予算の中では板井地区のほうが既に採択になっておりまして、いろいろな先進地等を視察しまして、その中の事業というのですか、もう既に法人化になったところ、またその法人化になるためのいろんな経緯等を視察しております。当然南玉地区につきましても板井地区と同様法人化を目指すということで、先進的な市町村、組合に視察研修ということが中心の事業内容でございます。

◇**議長（石川眞男君）**　齊藤嘉和議員。

〔４番　齊藤嘉和君発言〕

◇**４番（齊藤嘉和君）**　それはわかりました。それで、一応その５年以内ということで、こういった支援金で特に支援しているということであれば、当初の予定どおり、平成２３年には法人化が完結するのだと、そういうふうなことだと思いますけれども、仮にその期間内にといいますか、先送りになってしまっても仕方のないことなのだよ。そういうことで、言ってみれば、こういうことを言っていいかどうかわからないのですけれども、もらい得というか、そういうふうなことなのかなと思って、ちょっとそこら辺もお聞きをしたいのですけれども。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　議員がご指摘のとおり、２３年度までに法人化を目指すということでありまして、さらにそこまで努力したにもかかわらずもう少しというところにつきまして、さらに５年間延長ということでこの事業はなっております。法人化になるということでありまして、その中で板井地区と南玉地区につきまして県のほうのこの補助金がついたということでありまして、２３年度を目標に法人化を進めていただくということには変わりございませんが、先ほども申し上げましたとおり、努力したにもかかわらず法人化に至らなかったという状況も当然考えられるわけでございまして、その場合にはさらに延長できるというような解釈でおります。

◇**議長（石川眞男君）**　齊藤嘉和議員。

〔４番　齊藤嘉和君発言〕

◇**４番（齊藤嘉和君）**　そうすれば、１１集落営農組合が今スタートしているわけだと思うのですけれども、今課長の答弁ですと２組合がこの事業に県から認められたということなのですけれども、県に認められるのに、残る９組合にも、先ほど来の課長の答弁ですと、そんなにハードルは高くないのかな。結果として５年間猶予ということも当然私も知っているのですけれども、その範囲内で認められるのでしたら､残る９組合についてもこれから何らかの応援をしていただくのも結構ではないかな。そんなふうに思いますので、そこら辺、課長の考えというか、ちょっとそこら辺を聞いておきたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　とりあえず２組合が大変努力していただいておるというところでありまして、残りの９組合につきましても全く努力していないということではございませんが、かなり先行きというのですか、法人化に対する意識等がはっきりしてきているというところで２組合がこの補助を受けたということであると思います。残りの９組合につきましても、ぜひ２３年度に向けて努力をしていただき、この事業が受けられるようにほかの組合につきましても努力していただきたいと。当然補助を受けたいというところまで煮詰まってくれば、補助事業のほうも採択できるように努力していきたいというふうに考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　村田安男議員。

〔１２番　村田安男君発言〕

◇**１２番（村田安男君）**　ちょっと今の課長の答弁の中で確認をさせていただきますけれども、今回の集落営農、生産組合の関係の法人化ですね。これは平成１９年からスタートして法人化の勉強をしようがしまいが２３年度には法人化するという前提があるわけです。もしできない場合においては向こう５年間で法人化をするという目標値が設定されているわけですから、法人化の予算をもらったからもらわないからということではなくて、これは２３年度までには法人化をするということが第一ハードルとしてあるわけです。だから、その辺がもらったからもらわないからということでなくて、２３年度までには法人化するという前提条件の中で集落営農というのは設立され、最終的には２３年度以降さらに５カ年の中でやると。できなかったらしようがないというような位置づけではございませんから。その辺は国の政策の中できちんとした打ち出しがあってやっているわけですから、この２生産組合が法人化ではないと私はそういう判断をしているのですけれども、課長の答弁を求めます。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　議員さん、かなり板井のほうの地区でそちらのほうの中心的な役割を果たしているということで、よく事業のほうをご存じだということであります。私も先ほども答弁させていただきましたとおり、ぜひ努力はしていただくと。２３年度までに法人化になるように努力をしていただくと。努力をしないところについては、当然幾つかのペナルティーというのはちょっと行き過ぎかもしれませんけれども、それなりの国としての考えもあるということも聞いております。ですので、努力をこの２組合と残された９の組合につきましても当然２３年度に向けて努力をしていただくということでございますので、ご承知おき願いたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　村田安男議員、もうよろしいですか。

〔１２番　村田安男君発言〕

◇**１２番（村田安男君）**　はい、結構です。

◇**議長（石川眞男君）**　では、三友美恵子議員。

〔６番　三友美恵子君発言〕

◇**６番（三友美恵子君）**　４７ページの道路補修事業ですが、補修工事費ということでこれ１５番になっていて工事請負費になっているのですが、原材料費というのがそのまた下にあるのですが、この補修事業というのはどのような形で行われていくわけでしょうか。

◇**議長（石川眞男君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　横堀徳寿君発言〕

◇**都市建設課長（横堀徳寿君）**　１５のほうの８，０００万円、これは町のほうで決めて補修をしていくということで計画を立てました。材料費のほう、これは職員のほうでもしております。小さな穴ぼこ、それらの材料費。それと、あと業者に出してあるほうのものを入れての費用です。

◇**議長（石川眞男君）**　ほかに質疑ありませんか。

町田宗宏議員。

〔１１番　町田宗宏君発言〕

◇**１１番（町田宗宏君）**　３５ページ、子育て応援特別手当事業がございますが、この交付金３，９６０万円の内容について説明をしていただくと同時に、電算委託料が１７５万円とかなりかかっているのですが、なぜそんなにかかったかを説明してください。

それから、４４ページの一番下です。消費生活センターの内容ですが、消費生活相談員賃金１７３万４，０００円ありますが、どのような相談があったかについて質問をいたします。

◇**議長（石川眞男君）**　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　新井敬茂君発言〕

◇**子ども育成課長（新井敬茂君）**　まず、３５ページの子育て応援交付金３，９６０万円でありますけれども、これにつきましては対象となるお子さんが小学校就学前３年間ということでありまして、生年月日では平成１５年４月２日から平成１８年４月１日までに生まれたお子さんが対象ということでございまして、平成２１年度版の子育て応援特別手当につきましては、前年度は第２子以降ということであったわけですけれども、この３年間に該当するお子さんについて支給されるということで、１人当たりにつきましては３万６，０００円。人数につきましては１，１００人を計上させてもらってあります。また、電算委託料ですけれども、これらにつきましては対象となるお子さんの拾い出しですか、住基からの拾い出し、一覧表作成が主なものであります。

以上です。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　消費生活センターのご質問でございます。

まず、消費生活相談員の賃金ということで１７３万４，０００円ということでございます。内容と

しましては、来年の平成２２年４月１日、消費生活センター、玉村町にオープンを目指しまして、これから相談員の公募を行います。行った結果、１１月、１２月と２カ月間の研修をまず受けていただきます。その後、来年の１月から３月までの間に県の消費生活センターとか各市の消費生活センターのほうに出向いていただきまして、県、市の相談員と一緒に実際の今度は相談業務を受けていただきます。そういうその５カ月間の賃金２人、一応相談員２人を目標に考えておりますので、賃金２人５カ月分の賃金ということでございます。

なお、内容につきましては、ご案内のとおり、県と市には消費生活センターがございまして、玉村町と大泉町に、それとあと邑楽町だったと思うのですけれども、そこにぜひ消費生活センターをつくってもらいたいということで県のほうからの要請もありました。といいますのは、かなり当町の相談件数が県とか伊勢崎市のほうに大分行っているようであります。そういうところで重点地域ということで定められました。内容としましては、悪徳商法とか食品の偽造、そういうようないろんな、それから多重債務問題等大変多く相談が持ちかけられているということでありますので、そういうことに対応して相談に乗って回答していくというような業務でございます。

◇議長（石川眞男君）　ほかに質疑ありませんか。

宇津木治宣議員。

〔１３番　宇津木治宣君発言〕

◇１３番（宇津木治宣君）　４３ページ、補償補てん及び賠償金、代位弁債だと思うのですけれども、３１０万１，０００円供与されているということで、この急激な景気後退の中で出捐金を取り崩さなくてはならないというふうな事態。このような実態を、今回３件ということですけれども、その辺の流れがどんな感じになっているのか、お聞きをいたします。

それから、一昨年ですか、昨年ですか。責任共有制度、要するに銀行のほうでも一定の負担をするという関係になっているわけですけれども、それ以後の借り入れかどうかわかりませんけれども、その辺の関連はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、５０ページの公園管理事業、公園緑地管理事業５９万９，０００円、この事業の内容についてお尋ねをいたします。

それから、同じページの原森青少年広場・ちびっこ広場管理事業、金額は５万３，０００円ですけれども、どんな事業なのか、お尋ねします。

また、５２ページ、町営住宅施設修繕と、町営住宅もかなり老朽化して、私どものところにも何とかしてほしいという声が大分寄せられているのですが、どの程度の修繕を行うのか、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　商工総務費の中の補償補てん及び賠償金の話でございます。

これにつきましては、町の小口資金のほうの貸し付けに対しまして焦げつきが発生した場合に、町が代位弁済としまして２０％分を町が補てんするというのですか、支払うということでありまして、ちょっと定かな数字ではないのですけれども、たしか保証協会のほうが７０％だったと思います。町が２０で、残りの１０が金融機関だったと。ちょっと正確な数字は申しわけございませんが、そんなような感じで代位弁済をするという制度でございます。小口資金のほうを借りまして、返済年数をその中で決めていくわけですが、大体通常の一般の経費ですと５年程度だったと思うのですけれども、設備につきましてはもう少し長い期間借りられるのですが、その中の返済の中で途中で企業倒産ということでありまして、ことしの１月からことしの６月までの６カ月間の中でこの３件の破綻が生じたということで、それに対する代位弁済額ということの町の持ち分で３１０万円ということになっております。

◇**議長（石川眞男君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　横堀徳寿君発言〕

◇**都市建設課長（横堀徳寿君）**　５０ページの公園のほうの管理ですけれども、請負費、これは北部公園のところのトイレ……５９万９，０００円の話がありましたね。

〔「うん。５９万９，０００円」の声あり〕

◇**都市建設課長（横堀徳寿君）**　そうですよね。トイレです。簡易トイレです。それで、洋式便所にするか和式便所にするか､それはまた利用者の方と相談をさせてということで｡その話でございます。心配していたところの話だと思います。

それと、その下のちびっこ広場５万３，０００円、原森の住宅の南に公園があります。道路、堤防を出て堤外地の左側が駐車場、右側が広場になっております。そのところで町のほうでも管理しているわけですけれども、適当な草が生えてきますとゴルフをしてしまうというような地域の方がおりますので、地域の方はなかなか言いづらいということがありますということであります。ですから、町のほうでゴルフの練習をしないでくださいというその看板を立ててほしいということでありますので、看板を立てて、良識ある判断をしていただきたいということで立てさせていただきます。

それと、町営住宅の施設の修繕等です。小さなところ、大きいかな。役場の庁舎の西のほう、お金をかけるのがいいかどうか迷うところの建物が幾つか残っております。雨漏りがするというそういうものも含んでの修繕をして、計画をする予定であります。

以上です。

◇**議長（石川眞男君）**　宇津木治宣議員。

〔１３番　宇津木治宣君発言〕

◇**１３番（宇津木治宣君）**　４３ページの代位弁済ですけれども、小口資金を借りて仕事して。これはあれですか、セーフティーネット、いわゆる緊急融資制度、これを受けてもだめだったのでしょう

か。これでなくても、その辺の関連はどうなっているのでしょうか。確認をしたいと思います。

それから、５０ページの北部工業団地のあそこにあるかねてからお願いしている仮設トイレのことでいいのですね。除草剤を打っているようですけれども、その工事がいつごろできて、あれがもう供用というか、地域の皆さんに任せられるようになるのは、その工事ができ上がるときということだと思うのですけれども、時間的にはいつごろになる予定なのか。予算を成立する前からいつできるというのは変な話ですけれども、お伺いをします。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　先ほど申し上げましたとおり、１月から６月までというようなことでありますが、内容的にはそれ以前にもう既に倒産を実際にはしていたという状況でありまして、その中にいろいろ管財人が整理等をして正式に倒産ということが１月以降ということでございまして、議員がおっしゃるように、セーフティーネットの保証料の補助とかそういうものも始めましたが、それ以前にほとんど内容的にはだめだったというところが３件ということでございます。

◇議長（石川眞男君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　横堀徳寿君発言〕

◇都市建設課長（横堀徳寿君）　予算を通していただければすぐにでも出したいと思っております。

◇議長（石川眞男君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第２０、議案第５７号　平成２１年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につい

て、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第２１、議案第５８号　平成２１年度玉村町老人保健特別会計補正予算（第２号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第２２、議案第５９号　平成２１年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第２３、議案第６０号　平成２１年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石川眞男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第２４、議案第６１号　平成２１年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第２５、議案第６２号　工事請負契約の締結について（玉村中学校校舎改築工事（プール棟）建築工事）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第２６、議案第６３号　町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第２７、議案第６４号　群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第２８、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

◇**議長（石川眞男君）**　休憩します。午後は１時３０分に再開いたします。

午前１１時５５分休憩

午後１時３０分再開

◇**議長（石川眞男君）**　再開します。

○発言の訂正

◇**議長（石川眞男君）**　午前中の宇津木治宣議員の質疑に対する答弁の中で訂正があるそうなので、経済産業課長の発言を許します。

経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　午前中の宇津木議員さんの質問の中で一般会計の補正予算なのですが、４３ページの代位弁済のパーセンテージについて、信用保証協会が７０％、町が２０％、金融機関が１０％というふうに答えましたが、平成１９年以前に借りたものにつきましては、信用保証協会のほうが８０％、町が２０％、金融機関の場合は負担がございません。なお、今現在は６４％が信用保証協会、１６％が町、銀行が２０％と、合わせて１００というふうになっております。おわびして訂正申し上げます。

◇

○日程第２９　一般質問

◇**議長（石川眞男君）**　日程第２９、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一　般　質　問　表

平成２１年玉村町議会第３回定例会

順序	質　　問　　事　　項	質　問　者
1	1．箱施用殺虫剤について 2．保育料について 3．上陽小耐震工事について 4．農地、水、環境保全組織について	関　口　祝　嘉
2	1．災害対策、特に水害は甚大な被害をもたらす、想定を超える万全な対策ができるか 2．町税全般の現状と今後の歳入予測を問う 3．町の出前講座の進捗状況と成果は 4．新学期が始まる学校での新型インフルエンザ対策の徹底は	筑　井　あけみ
3	1．生涯学習課の取り組みについて 2．２５地区の課題と行政 3．ＰＣと英語教育、そして県立女子大との連携	中　里　知恵子
4	1．主要計画の町民への事前周知について 2．国民健康保険税の資産割について 3．郷土の歴史教育について	原　　幹　雄
5	1．２１年度予算進捗状況と今後の経済見通しについて 2．都市計画行政について 3．協働のまちづくりの中心となる、公民館機能を持った公民館の設置を求む	三　友　美恵子
6	1．子育て支援の充実　後期次世代育成支援地域行動計画の進捗状況 2．農薬空中散布の自粛について	寺　田　純　子
7	1．上福島の７．４ヘクタールの開発について 2．国保の低所得者医療費減免を 3．県央水質浄化センターの縮小と総合運動公園の今後の見通しについて 4．道路改修と住環境整備に重点を	宇津木　治　宣

順序	質　　問　　事　　項	質　問　者
8	1．第５次玉村町総合計画の作成手順と進捗状況について 2．経済不況対策について	町　田　宗　宏

◇**議長（石川眞男君）**　初めに、８番関口祝嘉議員の発言を許します。

〔８番　関口祝嘉君登壇〕

◇**８番（関口祝嘉君）**　８番関口祝嘉です。通告書のとおり一般質問をいたします。

まず、１、箱施用殺虫剤について質問いたします。（１）、箱施用殺虫剤プリンス使用に対し補助金を出すべきではないか。無人ヘリによる散布には補助金を出しているのだから、プリンスのみを使用している人にも補助金を出すべきではないか。

（２）、プリンス及び除草剤のみを使用している米に対しては、低農薬米で安全安心な米として高く販売をし、農家の収入がふえるような施策をとるべきではないか。

２、保育料について。前橋市、高崎市では第３子より保育料が無料になっている。玉村町でも無料にすべきではないかと思います。

３、上陽小耐震工事について。平成２１年度中に工事着工予定と聞いているが、予定どおり着工となるのか。校庭にプレハブ校舎を建て、工事車両が入ることになれば、子供たちにも危険を伴うため十二分に注意をし、工事をしていただきたい。また、校庭が使用できなくなるのではないかと懸念されるが、いかがか。少年野球チーム、少年サッカーチームも使用しているが、支障はないのか。使用できないなら、工事期間中ほかのグラウンドを見つけるべきと考えるが、いかがか。また、体育館についても同じでございます。

４、農地、水、環境保全組織について。補助金の使用についてどのような周知をしているのか。集落内の側溝の布設がえや道路の補修にも使わないといけないのか。組織には周知してあるのか。また、町では１組織に対しどのくらいの予算を計上しているのか。また、各区長に対してはどのような周知をしてあるのか。区長さんは１年または２年、３年で交代していきますので、その細かい内容等はわからないと思います。これは町のほうから区長さんが就任した時点で、１度そういった周知を徹底すべきではないかと思いますが、いかがか。

これで第１回目の質問を終わります。

◇**議長（石川眞男君）**　町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　８番関口祝嘉議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、箱施用殺虫剤についてでございます。箱施用薬剤に対する助成措置は、平成１９年度

において単年度限りで１０アール当たり１，０００円の助成を実施いたしました。この助成措置は、それまで７月と８月の２回実施していたヘリコプター散布の７月実施分の代替措置として、箱施用薬剤普及推進を目的としたものでございます。その際は、農家の申請に基づいて約２５０万円が防除協議会から助成されました。現在は多くの農家の方が箱施用薬剤を使用しております。

議員質問のとおり、箱施用薬剤使用農家への補助もしたらどうかとの質問でございますが、無人ヘリによる散布に対する補助は、あくまで防除協議会への補助金交付でございまして、農家個人への直接補助ではありません。ただし、この補助によって無人ヘリ散布にかかる農家の費用負担が軽減されていることも事実ですので、農家の負担軽減を図るという意味では町としての助成の有無についても今後も検討していきたいと考えております。

次に、低農薬米を高く販売する施策をとの質問ですが、なかなか難しいかと存じます。どのくらいの農薬使用が低農薬米かどうかの線引きや、どの米が低農薬なのかの区別が困難だと思われます。しかし、食の安全性について人々が多くの関心を集めている現在、米に限らず、低農薬あるいは無農薬は非常に魅力があることでもあります。玉村町の農業が目指す１つの方向として考えていくことも重要なことと考えております。

次に、保育料についての質問でございます。議員ご指摘のように、前橋市、高崎市では同一世帯において３人以上の子供を養育している場合には、第３子以降の児童にかかる保育料は無料となっております。他市町村を調査しましたところ、当町と同じく３人同時に保育所に入所している場合のみ３人目が無料ということで実施しているというのがほとんどの市町村の現状でございます。

現在次世代育成支援地域行動計画後期計画の策定に向けた会議を重ねております。計画策定に当たって保護者に対するアンケートを実施しましたが、理想の子供の数に関するアンケートでは、就学前児童、これはゼロ歳から５歳までです。就学児童、これは小学校１年から６年生の保護者からの回答によると、理想の子供の数を３人とする回答が最も多く、就学前児童の保護者では４４．５％、就学児童の保護者でも４５．６％となっており、次に多い理想の子供も２人ではそれぞれ４３．７％、４０．８％となっており、理想の子供の数を３人とする顕著な傾向が見られました。現実的な選択肢として、保育所を卒所というのですね、これ保育所が終わったとき、卒業したということですね。卒所し、小学校へ入学、そしてその後の進学とともに教育費負担がさらにふえることも考え、経済的な理由で断念せざるを得ないといった傾向がうかがえます。この断念せざるということは、子供をつくるということに対して断念をするということでございます。

なお、昨年に引き続き今年度も子育て応援特別手当が支給されます。また、今後の国の子育て応援特別手当に対する対応や他市町村の動向を勘案する中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解していただきたいと思います。

続きまして、上陽小の耐震工事につきましては、教育長のほうから回答させていただきます。

農地・水・環境保全向上対策事業の取り組みに対する各組織への対応についてご説明いたします。

本事業は、国の政策に基づき平成１９年度より事業化され、現在町内６地区で事業に取り組んでおります。本事業は、広く住民の環境への関心の高まりを背景に、高齢化や混住化が進む農村集落内の農地や農道、農業用水路などを農業者と地域住民などがみんなで相談し、維持、管理をしていく取り組みに対して、国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１の負担をして事業を支援しているものでございます。

議員ご質問の補助金の使い方についてですが、まず事業を開始する前に活動組織は町と５年間の活動内容を協定しております。したがいまして、その協定内容に沿った活動に補助金を使用することとなっております。手続といたしましては、活動組織より年度ごとに活動計画を町に提出していただき、その活動計画が５年間の協定内容に沿ったものであるか確認を行った後、補助金を交付することとなっております。

具体的な補助金の使い方ですが、議員ご指摘の集落内の側溝の布設がえや道路の補修などはすべての実施地区において活動計画に盛り込まれておりますので、その費用として使用しても問題はありません。ただし、補助金の額は地域の農地面積から積算されておりまして、その額が定額となっておりますので、金額が大きな工事についてはこの事業で対応することは困難な場合もございます。町では、活動組織との内規で取り決めを行っておりまして、金額が１カ所当たり５０万円を超える高額な工事につきましては、従来どおり町との話し合いにより別の事業を使って工事を実施するなど、柔軟な対応を行っているところであります。

また、具体的な補助金の使い方についても、国の事業実施要領の趣旨に沿った範囲内において使用していただくよう、内規で指導しているところでございます。例えば活動費全体の７０％以上は、資材の購入や簡易な補修工事等具体的に目に見える内容に使用することを取り決めております。また、ここで言う簡易な補修とは、暗渠排水の補修、U字溝等補修、水門補修、側溝補修など具体的な補修工事の項目まで提示して指導をしております。しかしながら、どの活動にどのくらいの費用を充てるかについては、この事業の性質上、活動組織の裁量に任せるところもあるのが現状となっております。したがいまして、活動組織の優先順位によっては補修工事などがおくれてしまうこともあり得ると思われるのが現状であると考えられます。

今後の活動内容について組織内の協議を十分行うように注意し、地域の方々が最良と思われる活動を行っていただけるように指導してまいりたいと思います。

次に、１組織に対してどのくらいの予算を計上しているかについてですが、町内６組織が取り組んでおりまして、２１年度の町の予算は総額約４００万円となっております。したがいまして、平均しますと１組織当たり６０万円から７０万円となります。なお、参考までにこのほか国、県の補助金が足されますと、事業費ベースではこの４倍になるわけでございます。約１，６００万円となり、１組織平均２５０万円から３００万円程度となっております。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君登壇〕

◇教育長（熊谷誠司君）　それでは、上陽小学校の耐震工事について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

上陽小学校の校舎及び体育館については、ことし３月に耐震診断を終え、現在耐震補強工事の実施設計を行っているところでございます。１２月にはこの設計が完了する予定となっております。当初計画では、平成２２、２３年度の２カ年事業で耐震補強工事を実施することになっておりましたが、国の経済危機対策に伴う補正予算により、今年度にその財源が見込めることになりましたので、１年前倒しで工事を実施することが可能となりました。そのため、設計が終了し次第、大規模改造を含む関係工事費を今年度の補正予算に計上し、今年度中に着工して、平成２２年度末までに工事をすべて完了させる計画で進めていきたいと考えております。

校舎及び体育館の耐震補強、大規模改造工事に伴って、校庭西側に４教室程度の仮設プレハブ校舎を建設する予定となっております。工事の実施に当たっては、工事車両の進入経路あるいは工事エリアの防護さく、それから児童の動線などについて施工者と十分協議を行い、児童の安全を第一に考えて進めていきたいと考えております。

なお、現在少年野球あるいは少年サッカーの各チームが休日に使用している校庭については、先ほど申し上げたように、校庭西側にプレハブ校舎が建設されることにより、その面積が現在より若干小さくなりますけれども、トラック、校庭に運動会等で走路ができますけれども、そのトラックの位置をずらすことなく対応できると思いますので、引き続きその使用は可能であると考えております。

ただし､体育館につきましては､現在進めております玉村小学校の体育館の耐震補強工事と同様に、児童及び夜間開放の利用団体の方々は一定期間使用できなくなります。そのため、利用団体には工事に伴って使用できないことを先にお知らせしておき、設計が終了し、具体的な工期や工事エリアが決まり次第、詳細をお知らせする予定であります。工事期間中は、利用団体をはじめ関係者の皆様にご不便をおかけすることが多々ありますけれども、ご理解とご協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　第２の質問からは自席にて行います。

まず、箱施用殺虫剤についてでありますが、私は別に無人ヘリによる散布を否定するものではありませんが、今までそちらに関しては補助金が出ているということで、一昨年ですか、箱施用殺虫剤プリンスに対して、先ほど町長が申しましたように、１，０００円の補助金がつきました。また、その無人ヘリに対しても出るのだから、このプリンスに対しても毎年出すのはこれは当たり前ではないかなと思います。ぜひ箱施用プリンスに対しても毎年補助金が出せるような施策をとっていただきたい

と思います。

また、無人ヘリによる散布で住民に迷惑がかかるようなことはなかったのか。また、苦情が出たようなことがあればどういった苦情が出ているのか、お聞きしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　無人ヘリの散布のときの苦情についてということでございます。

ことしにつきましては、３日間散布を行いました。なお、昨年は正味１日間、３日やる予定でしたが、１日しかできませんでした。水稲についてでございまして、ほかに大豆につきましても無人ヘリのほうの散布をしております。昨年は、ちょっと１件、その散布する周知が不徹底だったというところがございまして、朝早くからうるさくて困るというような強硬な苦情を受け付けました。ことしにつきましては周知のほうが大分徹底をしたというふうに考えております。ほとんど苦情がございませんでした。一部あったのは、洗濯物を干しているところに散布のヘリが来て、風で少しかかってしまったようなのですけれども、大丈夫でしょうかというふうな苦情程度でございました。

なお、周知といいますのは、もうあらかじめ農薬について非常に敏感な方等がございますので、その方の電話番号等を聞いておいて、通常の周知のほかに直接電話等でいつからいつの何時ごろここはやりますというふうな内容まで説明をさせていただいているというところでございますので、ことしにつきましてはこれといった苦情はほとんどございませんでした。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　あと、先ほどこの箱施用殺虫剤プリンスに対しての補助金を毎年出していただきたいというお話をしましたが、その答弁がないので、もう一度お願いいたします。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　箱施用薬剤につきましての答弁につきましては、先ほど町長が答弁の中でも申し上げまして、とりあえずこの補助金といいますのは無人ヘリのほうの防除協議会のほうへ補助金を出しているというところでありまして、農家個人に直接箱施用補助ということは今までもなかったはずです。１９年度のときにやったのは、ヘリが２回から１回になったときに特別に箱施用補助を防除協議会のほうから代替措置として行ったということでありますので、今後町長が申し上げましたとおり、その必要性が強くあるとすれば、町の補助のほうも検討していかなければならないというふうに考えております。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　個人的には出せないという話で、防除協議会を通じてということであります

ので、ぜひその防除協議会のほうに対して補助金をふやして、その箱施用プリンスに対しても毎年補助金が出るような施策をとっていただきたいと思います。

それと、私はここ何年も箱施用殺虫剤しか使用しておりませんが、ニカメイチュウやハマクリなどは発生しておりませんし、町としては箱施用殺虫剤と無人ヘリとの散布または箱施用のみの水田の調査は今までも行っておりますか。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　昨年もその辺の無人ヘリをやったところとやらなかったところの田の状況がどうだったかとか、米のとれぐあいがどうだったかというふうな調査は昨年は行いました。ことしについても行って、まだ結果のほうは当然出ていないのですが、昨年のほうの結果につきましてはほとんど収穫には影響はなかったということであります。ただし、虫の発生状況が少し多かったというふうな報告は受けておりますが、それによって直接米がとれなかったというような状況はございませんでした。なお、継続的にそちらのほうの調査も行っていきたいというふうに考えております。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　この箱施用殺虫剤と、これどうしても田植えをした後にヒエなどが出ないような除草剤です。これだけは打たなければならないのではないかなと思いますけれども、この２点を使うだけですと、本当にもう低農薬米として売れるかと思うのです。ましてや隣の市の高崎市では今現在もう低農薬米として取り入れて、ことし当たりではゴロピカリでも１万４，０００円とか１万５,０００円で買い取りをしているという話も聞いております。ぜひ玉村町でもＪＡと相談しながら、低農薬米の販売方法の活路を開いてやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　低農薬米につきましては、当然農薬は少なければ少ないほどいいということは承知しておりますが、今でも農家の方に言わせますと、やはり農薬をまくことは非常に大きな収穫にも結びつくというふうに考えられておるというのが現状でございます。また、ＪＡにつきましても、やはり農薬のほうの無人ヘリにつきましても２回ぐらいはやったほうがいいというふうな話も来ておりますし、なお麦の収穫のときもやはり他県では収穫時に無人ヘリによります散布を行っているというふうな話も聞いております。当町というのですか、群馬県もできれば麦のほうもそちらの無人ヘリもやったほうがいいというふうな話も防除協議会のほうには出ていることも事実であります。そんなところでできるだけ農薬は少ないほうがいいというふうなお話はよく理解はしておるのですが、やはり農家の人たちの生活にかかわってくるという問題がありますので、最低限の農薬の散布というのは、これはもうぜひご理解をいただきたいというふうに考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇**８番（関口祝嘉君）**　私は、先ほども申しましたように、無人ヘリを否定しているものではないのです。無人ヘリの散布を希望している人も多くいるということは私も承知しております。ただ、私が言っているのは、低農薬米として箱施用プリンスまたは除草剤ですか、これのみを使用して低農薬米として販売したらどうかということを言っているのであって、無人ヘリの散布を２回やっても３回やっても、それは個々の人が考えてやることですから、それを私は否定することはできませんし、否定するつもりもありません。先ほどから申しているように、低農薬米としての箱施用プリンスまたは田植え後の除草剤ですね。こういったものに対してもっと町とＪＡと取り組んでいただきまして、高崎市同様に高額な価格でゴロピカリ等も売れるような施策をとっていただければというふうに今言っているのであって、その無人ヘリのことを否定しているのではないので、もう一度箱施用プリンスまたは除草剤のみの低農薬米に対してもう少し真剣に高額な価格で売れるような考えを持っているかどうか、お聞きしたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　高崎市のほうでそういうふうに低農薬米のほうを高額にという話につきましては、ちょっと私どもも行政のほうがどの程度かかわってその低農薬米を売っているということは承知してございません。ただ、やはり農家の個々の努力として、低農薬であるということを打ち出して少しでも高く米を売っていただくということは、農家の収益、単価の問題と全体の収益との問題があるかと思いますけれども、そちらのほうは農家のほうの努力としてやっていただくということでいいのではないかというふうに考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇**８番（関口祝嘉君）**　私も個人の努力、そういったもので今は販売しております。ただ、私もＪＡのほうに少しでも米を出さなければ、協力をしていかなければならないかなと思いまして、ＪＡのほうにも出荷をしております。だから、その時点で低農薬米かそういったものを農家から自主申告ですか、そういったものをしていただいて、高く売れるような施策をとっていただければと思います。また、ＪＡだけでもやっていくというのもこれは大変だろうし、また行政のほうからもＪＡに対してこういう米は特別な販路を開いて高く売ってやろうではないかと。それを持っていくのも行政の仕事ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◇**議長（石川眞男君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇**経済産業課長（高井弘仁君）**　ＪＡのほうとその辺は果たしてそういうものが低農薬米として高く

ＪＡのほうで取り扱って、特別にといいますか、そういうふうに取り扱っていただいて売るという方法があるかというところまでまだ話し合ったことはありませんので、その辺につきましてはＪＡのほうと協議していきたいというふうに考えております。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番(関口祝嘉君）　ぜひそれはＪＡのほうから町のほうへはなかなか話は来ないと思いますので、行政のほうからこういう形で米を高く売りたいのだけれども、一緒にそういった販路を開いていこうではないかと、そういう相談をかけてやっていただきたいと思います。

次に、保育料についてであります。私がこの質問をしたのはもう２回目です。前にも質問してあるかと思います。そのときの答えが、そのときも玉村町も第３子は無料にしておりますという答弁でありました。ただし、同じ保育園に３人入っていれば第３子は無料で、第１子が卒所して小学生になれば第２子は正常な価格、そして第３子は今度は半額ですか、そういった形になっているというお話でした。そのときにも、そうでなくて、すべて、第１子、２子が小学生、中学生にもしなったとしても、第３子が保育園に残っているのであれば無料にすべきではないかというふうに質問しております。また、そのとき今後検討していきますという返答をいただいているかと思います。その間、そういった検討等は行ってきたのか、お伺いいたします。

◇議長（石川眞男君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　新井敬茂君発言〕

◇子ども育成課長（新井敬茂君）　前橋市並びに高崎市同様第３子以降について無料化ということでのご質問でありますけれども、このことにつきまして試算をしたわけですけれども、金額的なこと、また人数的なことも出ましたので、報告させてもらいたいと思います。

まず、平成２１年９月１日現在の５つの保育所にかかわる入所児童でありますけれども、８５９名であります。８５９名でありますけれども、この子供たちについて第３子以降という人数につきましては１３３名、１５％強であります。保育料につきましては、年額とすると無料ということになった場合には２,０６２万円ですか。この２,０６２万円ということでありますけれども、これが平成２０年度保育料の収入済額に対します比率は１４％となっております。状況としては、金額的並びにパーセンテージとしてはそういった状況になっております。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　２１年度の９月現在の第３子１３３名ということですが、今現在保育園に３人入っていて第３子が無料に入っているのは大体何人で、どのくらいですか、お聞きします。

◇議長（石川眞男君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　新井敬茂君発言〕

◇子ども育成課長（新井敬茂君）　保育所にゼロ歳から５歳までが該当になるわけですけれども、これの該当数については双子が絡まないとなかなか、双子プラス１人ということでないとなかなかこれが該当しないと思うのですけれども、人数的には１０人前後かと思います。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　玉村町でも第３子でも同時保育園ということでもう少しいるのかなと思ったら１０人前後ですか。これちょっと少ないかなと思いました。ただ、同じところに入っていると毎年子供を生んでいるようなことになるかと思うので、これは親も大変ではないかなと思います。

そこで、いつも町長は住んでよかった玉村町、住みたい玉村町、子供を育てるなら玉村町といつも町長は言っております。また、１０月１日よりは中学卒業まで医療費が完全無料化、これは群馬県下でもいち早く打ち出した子育て支援の一つかと思います。そこで、私の近くでも子供が３人いて、３人目が無料なら玉村町の保育園へ入れたいのだけれども、無料にならないのではということで、ほかの保育園だの幼稚園に行っている子供もおります。ぜひ第３子以降の保育料無料化を実施すべきであると思うのですけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　ただが一番いいですよね。十分わかっています。ただ、今後民主党政権になって子供手当等も出てくるということで、大変少子化対策としては非常に国を挙げてこの少子化対策をしていくということでございます。そういう兼ね合いを見ながら、玉村町として高崎市、前橋市に負けない保育行政というのか、子供を育てるということでやっていきたいのですけれども、保育料そのものは玉村町のほうが安いです。ですから、今関口議員さんの言われたとおり、第３子についてはちょっと矛盾している、その３人いれば１人が、３人目が無料だけれども、１人が卒業してしまうとできないということがございますので、この辺については国のその子供手当との兼ね合いを考えながら検討していく必要があるかなと考えております。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　このことは、ぜひ町長の決断で、完全に第３子以降は子育て支援の一環として、いつも町長が言っているように、子供を育てるなら玉村町、これをいつも話をしておる町長ですので、ぜひこれは実現していただきたいなと思います。

先ほども町長からも話がありましたが、確かに玉村町の保育料は安く設定してあるとは思います。これは私もほかのところも見て承知しております。ただ、玉村町は今自立の道を歩んでおります。そこで、最近の玉村町の人口も減少傾向にあるかと思います。その人口の減少を食いとめるのには、若

いお父さん、お母さんたちにお子さんを余計生んでいただく。これが一番かなと思いますけれども、今の教育では大分お金がかかりますので、まず小さいころからの保育園の第３子以降の無料、これによって子育て支援、また人口をふやすためのお父さん、お母さんに頑張ってもらうというそういう意味からも、ぜひ町長の決断をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　関口議員さんの言っていることは十分わかります。ただ、余り小さなところだけ優遇をするということも必要なのですけれども、まずは皆さんが子育てしやすい町をつくるということで、新聞等によりますと１０月以降中学３年生まで医療費無料化ですけれども、地域によっては大変負担がかかるということで､まだ急にはそれができないという地域もあるそうです｡ですから、玉村町とすれば１０月以降いち早く中学３年生まで医療費の無料化ということで予算もとりました。そういう中で、総体的に子供のことについては町としてもできる限りのことをやっていくということで進んでおりますので、今の第３子についての問題も今後の検討課題として受け止めていきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　ぜひこれは真剣に考えていただき、今後２年、３年ぐらいのうちには完全実施していただけるようにお願いしたいと思います。

次に、上陽小耐震工事についてですが、教育長の答弁では子供たちには安全な工事をしたいということでありました。また、プレハブも西側のほうに４教室ですか、つくっていくということで、グラウンドそのものは幾らか狭くなるけれども、今までと同じような使用ができるということでありましたので、一安心をしたところですが、プレハブ４教室ですと工事が校舎全体を一度にやるのではなくて、部分的に改修していく形になるかと思うのですけれども、校舎とすれば校舎を３つぐらいに分けて、どのようなことで工事していくのか、お聞きしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　川端洋一君発言〕

◇学校教育課長（川端洋一君）　工事の関係でございますが、現在実施設計をしているところでございますが、学校並びに設計事務所と工事工程等協議しながら、現在実施設計を進めていただいております。

できるだけ子供たちが学習する環境に影響を余り与えないような工程なりということで現在進めております。特に耐震補強にかかわる音が出る内容等につきましては、現在夏休み期間中に工事ができるような段取りという形で実施設計のほうを今していただいております。ですから、上陽小学校につきましては耐震補強とあわせてそのほかの改修工事もいたしますので、それにつきましては学年ごと

工事が終わったところプレハブに移って、終わったところはまた戻ってというそういうようなことで、今設計のほうをしている状況でございます。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　ぜひ子供たちの勉強に邪魔にならないように、また工事等で子供たちに危険が及ばないような工事をしていただきたいと思います。

このグラウンドについてはある程度は狭くなっても利用できるということで、体育館に関しても耐震補強工事をすると使えないということなので、この件につきましても社会体育館のほうで持ち込み等はやっているかと思うのですけれども、そちらのほうでも子供たちがクラブで使っているもの、それとか夜間父兄の人たちが開放されて利用しているもの、こういった方々にもぜひその場所を見つけてやるなりそういった配慮もしていただければありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　既に上陽小学校については体育館も工事をやりますということはスポーツ振興室のほうに伝えてあります。ただ、いつから始めるかということがまだ詳細がわかりませんので、詳細がわかり次第お伝えしたいと思います。ただ、学校開放等については、体育指導委員会が中心になってそれぞれの施設の活用、運用状況ということで手配をしてくれていますので、ほかの体育館あるいは社会体育館、玉村高等学校の体育館等もお借りしていますので、そういうところを少しずつ融通し合って使っていけるように体育振興室のほうでも進めてくれると、そんな話をしていますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　ぜひそのような形でやっていただければいいかなと思います。

次に、農地・水・環境保全組織についてなのですけれども、これは確かに私もそこへ参加しておりまして、農業用水のＵ字溝のねじの補修とか、また分水栓ですか、そういったものを入れたりとか、こういった仕事はしてまいりました。また、くろ等草刈りをするための道具ですか、そういったものを買ったりとか、またあいている休耕地、畑ですね、畑にコスモスをまいたりとか、そういったことはしております。ただ、各区長さんに対しては毎年かわるところもあるし、また２年、３年でかわるところもあるかと思います。農地・水のほうの役員の方は承知しているかと思うのですけれども、区長さんはそういったことはわからない人がほとんどではないかなと思います。それを例えばうちのほうの区長さんであれば、区民から要請があったものを町のほうへ要望書を提出しておりましたら、急にそういった工事は農地･水･環境保全組織のほうでやってくださいという通知が来たらしいのです。それで、区長はたまげて、何でそっちでやるのだ。町が何でやらないのだ。私のところへ来たわけで

す。ですから、こういった質問をしているのですけれども、今５０万円以上のものは町のほうでという話ですけれども、そういうことを区長さんに対してどうに周知しているのか、お聞きしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　高井弘仁君発言〕

◇経済産業課長（高井弘仁君）　周知のことなのですが、この事業が始まるときに、農家の農政支部長さんが中心だと思うのですけれども、その方と各区の大体区長さんが中心だったと思うのですけれども、その両方でこの事業を取り組んでいただくということがほとんどの地区の基本的な考え方だったと思います。その辺のことがありますので、ぜひ逆に町からのお願いとしましては、できるだけその辺の引き継ぎを区長さん、支部長さんが次の方々にそれを引き継いでいただきたいというふうなことが町からの逆にお願いしたいところでありますので、よろしくお願いします。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　これは、区のことだけであればそういった引き継ぎ等はあると思うのですけれども、町が関係しているもの、またそのほかのこういった組織というものになりますと、なかなかそういった引き継ぎというのはしていかないのが現状だと思うのです。ですから、今後はぜひ区長さんがかわった時点で、こういう事業をやっているところは金額の安い小さい工事だったらば、そちらのほうと相談してやってくれるようにということを当初から言ってもらえればありがたいのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　答弁はどなたに。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇８番（関口祝嘉君）　経済産業課長でもいいけれども、この通知を出したのは総務課だから総務課に。

◇議長（石川眞男君）　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇総務課長（小林秀行君）　区のほうからいろいろ町に対して要望が出てまいります。それは、主に道路関係、それから交通の標識とかそういうものの関係が多いです。それで、総務課が窓口になりまして、そして関係各課にその要望書を配付していると、そういう状況なのですが、その中でこの農地・水の事業の中でできるようなものも多々ありますので、今後新しい区長さんが誕生したときには、こういうのがありますと、そういうことは、経済産業課を通じてでも結構ですが、通知していきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　関口祝嘉議員。

〔８番　関口祝嘉君発言〕

◇**８番（関口祝嘉君）**　もう時間がなくなってまいりましたが、まず区長さんはどこの課に一番行くかというと、総務課が区長さんの担当ではないかと思います。ぜひ区長さんの最初の会合のときに総務課のほうからそういった文書なり出して、それを周知していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　休憩します。３５分再開します。

午後２時２８分休憩

午後２時３５分再開

◇**議長（石川眞男君）**　再開します。

◇**議長（石川眞男君）**　次に、３番筑井あけみ議員の発言を許します。

〔３番　筑井あけみ君登壇〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　３番筑井あけみでございます。通告に従いまして質問させていただきます。

私こと１期４年目、任期最後の質問をいたします。一般質問は町民のための代弁者たる議員にとって役目でもあり、また意義ある発言の場でもあります。町民から期待と関心が大いにある大きな議員活動の場であると思っております。この４年間の議会活動におきまして、今回１４回目の質問をいたします。私なりに曲がりなりにもさまざまな角度から、また時の状況に対応して精いっぱいの質問をして、議員としての責務は果たせたのかなと多少なり自負をいたしているところでございます。

冒頭に１つ、私のほうから紹介させていただきます。６月定例議会におきまして私のほうから質問いたしました北部公園のサッカー場の利用の質問に対し大きな前進がありまして、ここ最近利活用が頻繁に見られるようになり、サッカーをしている少年、ナイターで頑張っているＦＣの姿が連続で見られるような利用活路のふえたサッカー場として今変化をしております。これもここに立っての質問の成果かと私は思っております。

では、通告に従いまして、町民の声を元気よく議会のほうに質問させていただきます。まず、１問目、災害対策、特に水害は甚大な被害をもたらしますが、想定を超える災害でも万全な対策ができるのか、伺います。去る８月９日の兵庫県佐用町の例でもわかりますように、住宅街の中の道路が１メートル以上の川となり、住宅の１階が水没する甚大な被害と車が横転している信じられないような光景を見るにつけ、利根川、烏川と２大河川に隣接する当町では、まさに対岸の火事では済みません。相当な対策が望まれるのではないでしょうか。その１つ、ハザードマップの作成の進捗と取り組みを伺います。そして、完成はいつになるのか、伺います。

次に、例として上陽地区での想定はどのようになるのか。また、避難場所として現在建てかえが始

まりました第３保育所、また２２年に耐震補強工事が予定されている上陽小学校が該当する箇所となるのか。また、ハザードマップ作成に伴う説明会では、避難所の変更は全町にあるのか、伺います。

町民を守るために水害や地震と、通常どの市町村でも講じている想定内程度の決まり切った対策ではとても対応できない災害が今現在に起こり始めております。ありとあらゆる対策で何が必要なのか再考し、洗い出し、万が一に備える特別な体制の設置の考えがあるのか、お伺いいたします。

町、行政機能を維持するための対応は万全か。また、町の生活基盤、ライフラインの維持は大丈夫なのか、伺います。

次に、２問目です。町税全般の現状と今後の歳入予測を伺います。歳入の中の都市計画税について伺います。都市計画税は、平成６年にスタートしたとお聞きしますが、それまでの過去の経過、税のできた経緯の状況と本来の目的と成果について改めて伺います。税のあり方として、今後の方向はどう考えていくのか、伺います。

都市計画税として投入されている事業等は、現在までどのくらいあるのか、伺います。

最後に、町民税、法人町民税、都市計画税の今後の歳入予測を伺います。

３問目に移ります。他市町村に倣いこのところ始めた町の出前講座の進捗状況と成果を伺います。当町も住民サービス向上の一環として出前講座を行っていますが、その進捗状況と講座事業としての成果は上がっているのかを伺います。また、現場での評判等意見はどんな声が上がっているのか、あわせて伺います。

最後の４問目の質問です。この質問の通告書を出すときには死者は３名でしたが、昨日までここに来て全国的に死者もふえ、８名となっております。予想どおり再度質問いたしますが、大変な事態となってきていますので、お伺いいたします。

６月の議会で質問しましたこの時期に８名の死者が出ている国立感染症研究所では、全国約５，０００医療機関からインフルエンザ患者の報告を受けているとのことです。８月３日から９日の１週間の患者は４，６３０人、昨年同期は８８名で、流行状態であります。夏休みでも集団感染の５割は小中高校生で発生しており、新学期が始まり、９月からの対策は特に何か指示等あるのか、お伺いいたします。また、最新の情報と対策は県、国から出されているのか、伺います。夏休み中の感染から引き続き新学期が始まりました。学校での新型インフルエンザ対策の徹底はできているのか、伺います。

以上で第１回目の質問を終わりにします。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　３番筑井あけみ議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、災害対策、特に水害に対する対策についてのご質問でございます。ご質問の災害対策につきましては、近年異常気象等の影響により各地で甚大な被害が発生しており、町としても住民の

安全、安心のため万全な体制整備や対応を図っていきたいと考えております。

まず初めに、ハザードマップの質問にお答えいたします。ハザードマップにつきましては、一昨年県の利根川における浸水想定区域の公表があり、すべての玉村町にかかわる河川の浸水想定区域が公表されたことを受け、昨年度策定に取りかかりました。策定に当たっては、議員の方々を含め関係者への説明と２回の住民対象の説明会を開催し、住民の方々に玉村町における浸水想定状況や避難所等に対する説明を行うとともに、地域のご意見を伺い、その内容を加味し、修正作業を行い、３月末に完了いたしました。でき上がったマップは、表面に浸水想定、避難方向、避難場所一覧表等を、裏面に災害時に参考となる防災メモや情報の伝達経路、持ち出し品リスト、自宅から避難場所への避難経路をあらかじめ家族と相談し作成していただくための我が家の避難地図スペースを設け、また説明会でも数多く質問がありました上陽地区の浸水想定原因がわかるように、国交省、群馬県発行の河川別浸水想定区域図を載せたマップとなっております。

このマップの公表配布につきましては、水害発生期前にと準備を進めておりましたが、浸水想定区域のもととなっている雨量及び河川流量は昭和２２年９月１５日に玉村町をはじめ利根川流域で深刻な水害を起こしたカスリーン台風級規模の降雨量、これによりますと利根川上流で３日間で３１８ミリ、烏川上流で３日間の降雨量が３７７．５ミリのこの合計を想定しております。一昨年より町で実施しております防災訓練が、ことしは南小学校区域で９月６日に実施されますが、同時期のこの訓練時に玉村町でのカスリーン台風の被害状況をお示しするとともに、その会場で町洪水ハザードマップの配布を開始し、その後区長さんにお願いして全戸に配布していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、説明会での避難場所について変更があるかとの質問ですが、住民説明会では町の３分の２が浸水想定されていることから、「平屋の避難場所も指定されている」、「近くにＪＡの支所がある」、上陽地区の方からは「飯塚、藤川公民館が浸水地域から外れているので、避難場所と考えてほしい」等の意見がありました。また、質問者もご指摘の耐震対策の済んでいない施設もありますが、今後早急に対策を行うことを前提に避難所となる各施設の見直しを行い、ＪＡ各支所、県下水総合事務所等施設を追加いたしました。マップは、完成すればその後の修正は行わないというものではなく、その状況に変化があれば住民の安全を守るため迅速に修正を行い、住民の方々に提供していくものでありますので、今後も状況変化を重視し、対処していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、想定を超えた災害が発生した場合の町行政機能を維持するための対応と町の生活基盤ライフラインの維持についてですが、町における災害対策は地域防災計画をもとに水防計画等により対応策が計画されており、もし町単独で対応ができない場合には、県、国等の応援を仰ぐこととなります。また、想定を超えた災害が発生した場合、町職員が被災したりして職員の多くが出勤できなくなる状況も考えられ、その場合対策本部の機能低下や行政機能の停止も心配されています。現在新型インフ

ルエンザ対策に伴う危機管理の一端として、必要最小限の重要行政業務を出勤した数少ない職員でいかに対応するか。これはＢＣＰといいまして、業務継続計画と言われています。この研究が始まるところでありますので、非常事態状況下での業務の継続についてもあわせて研究を行い、非常事態時における業務継続計画の策定を行っていきたいと考えております。

また、町の生活基盤、ライフラインの維持につきましても、全国各地で発生している災害等を参照し、今後当町で起こり得る災害を洗い出すとともに、災害に強いインフラ整備を進め、必要ある場合には地域防災計画等諸計画を随時見直しながら、災害に強い町の体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

続きまして、町税全般の現状と今後の歳入予測を問うについてのお答えをいたします。税のあり方として、今後の方向をどう考えていくのかについてですが、都市計画税の性質としては都市計画法及び土地区画整理法に基づく事業に充てるための目的税であることから、市街地の良好な居住環境の整備を図るため、街路事業等を積極的に実施するための財源として確保していきたいと考えております。

都市計画税として投入されている事業等は、現在までどのくらいあるのかについてですが、先ほど申しましたとおり、都市計画税は使途が限定されております。よって、当町においては都市計画事業として整備された北部公園や事業中であります斎田上之手線の事業費に充てております。今後は、この計画税を使ってのまちづくりを積極的に行っていく予定でございます。

続きまして、町税全般の現状と今後の歳入予測を問うとの質問で、まず都市計画税を徴収させていただくことになった経緯、目的、さらには今後の方向はどのように考えているかについて答弁させていただきます。都市計画税は、道路、公園などの都市計画事業または土地区画整理事業に充てるため、市街化区域内に１月１日現在、これは１年の一番初めの１月１日でございます。１月１日現在、土地、家屋を所有している方々に賦課させていただく目的税であることはご承知のとおりでございます。当町では、平成３年３月に用途地域のいわゆる線引きを行いましたが、その後の平成６年４月に上新田地区において区画整理を前提とした組織、これは上新田地区街づくり研究会といっておりました。組織が設立されたことを契機に、平成６年度から都市計画税を導入いたしました。その後、飛び市街地ということで公共施設の利用等、また道路の狭小、排水の不便を区画整理で解消したいということで、板井地区においても平成１０年２月に街づくり研究会が設立されました。

両地域とも事業化に向けさまざまな調査を進めるとともに、最近の区画整理状況から、理想像ではなく、各地域に合った特徴を出し、短期間の完成を図る意味で規模縮小等も検討されました。しかし、両地域ともに関係者の賛同が得られるような案の作成ができなかったことから、平成１７年度には区画整理以外の事業手法をとるということで中断しております。平成１７年１２月、板井地区においてはまず動くということで、役員会の賛同を得て区画整理事業にかわる街づくり交付金事業を実施しております。

また、今後の税の方向ですが、現在策定すべく体制づくりを進めている第５次総合計画、さらには

関連する都市計画マスタープランの見直しに当たって、市街化区域内の環境整備ができるような事業を位置づけてまいりたいと考えております。

次に、町民税、法人町民税、都市計画税の今後の歳入予測についての質問ですが、まず個人町民税につきましては、ご承知のとおり、その年の１月１日現在玉村町に住所を有する個人に課税される税金で、前年１年間、これ１月から１２月までの１年間でございます。の所得をもとに計算いたします。前年度との当初予算比較では増額を示しておりますが、平成２０年度決算額と２１年度の修正申告を反映させた現在の調定額では、多少ではありますが、減収になると見込まれます。

また、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発する世界的な金融危機の影響等によって企業の業績が悪化し、リストラ、賃金カット等雇用形態が変わってきておりますし、さらには景気が回復する気配がないことから、平成２２年度以降の個人町民税は大幅な減収になることが懸念されております。

続きまして、法人町民税は、ご承知のとおり、町内に事務所や事業所を有する法人に賦課する税であり、資本金や従業員数をもとに負担していただく均等割と、事業年度内の利益に応じて負担をいただく法人税割から成り立っております。また、経済情勢に敏感といいますか、左右されやすいのがこの法人町民税であります。昨年秋からの過去に類を見ない急速な景気の落ち込みにより、各企業が赤字額を出すといった状況であり、先行きも不透明なことから、企業が存続する限り均等割は変わりませんが、法人税割は大きく減少になると予測されます。

次の都市計画税につきましては、固定資産税課税対象の市街化区域に位置づけられた土地、家屋に賦課させていただきます。３年に１度の評価替えの年に当たったことから影響が懸念されておりましたが、玉村町では１８０戸程度の新築家屋が建設されたこと、さらには経済情勢に左右されることが比較的少ないこと等から、当初予算計上どおり推移をしております。

次に、３番目の質問にお答えいたします。当町において平成１９年４月１日より自治基本条例が施行され、住民と町が協働してまちづくりを行うことと規定されました。また、経営改革実施計画にも、議員ご質問にあります出前講座の拡充拡大が明記されており、平成１８年９月２１日の玉村町職員出前講座実施要領制定以降、町広報やホームページに掲載、さらには専用のチラシを作成し、町内公共施設へ設置及び配布するなど周知啓発活動を行ってまいりました。

実績としては、以前上飯島公民館、上之手公民館に総務課職員が出向き、「協働のまちづくり意見交換会」と題し、協働のまちづくり、ボランティア推進についての町の状況説明を行った後、現在の地域での活動に携わった方たちがどんなことを感じ、どんなことを思うかを自由に意見交換をしていただきました。少人数だったこともあり、参加者全員がお互いに気兼ねなく意見やふだん何げなく思っていることなどが聞け、大変有意義であったと聞いております。また、平成２０年度には下之宮公民館に健康福祉課職員が出向き、「高齢者福祉サービスと介護保険について」と題し、在宅福祉サービス、高齢者消費者被害、認知症、介護保険制度について、資料による説明やビデオ上映などを行い、

こちらも大変参考になったと聞いております。今後もこの出前講座制度を積極的に活用いただき、町の施策や各種制度に対し住民の皆様の理解を得るとともに、意見交換も行うことで潜在的な需要や意見を掘り起こし、今後の施策に反映していきたいと考えております。

続きまして、インフルエンザ対策についてでございますけれども、本来私がこのインフルエンザ対策の責任者でございますが、今回の筑井議員の質問は学校での対策ということでございますので、教育長のほうから説明をさせていただきます。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君登壇〕

◇教育長（熊谷誠司君）　それでは、夏休み明けの学校における新型インフルエンザの対策及び県や国からの最新の動向についてお答えしたいと思います。

玉村町では、８月２４日に夏休みが終了し、２５日の火曜日から幼稚園、小学校、中学校の授業が再開いたしました。夏休み明けの対策として、教育委員会としては授業再開前の８月２０日に夏季休業あけの学校園における新型インフルエンザへの対応についてを通知し、各学校園での適切な対応とその徹底について依頼しました。具体的には、毎朝の健康観察、健康カード、検温などによって子供たちの健康状態を的確に把握すること。２つ目としまして、予防のためにうがい、手洗い、睡眠、栄養の指導を徹底すること。３つ目としまして、学校行事等の事前、実施中、事後の対応について必要な事項をあらかじめ確認しておくこと。４つ目としまして、新型インフルエンザが発生したときの報告や相談の経路を再確認することなどを徹底しています。同じく８月２０日には、今後修学旅行などの学校行事を実施するに当たって、学校としてあらかじめ確認し、準備しておく必要のある事柄を具体的に示し、校内の体制を整えていくように通知をしています。

また、新型インフルエンザの予防、蔓延防止のためには、家庭の理解と協力が不可欠であることから、授業再開の前日の２４日には子供の健康状態を家庭でしっかりと把握していただくこと、そして家庭においてうがい、手洗いなどの予防を徹底していただくことを子供安全連絡網を通して全保護者にお願いをしました。さらに、２５日には町の養護教諭部会から新型インフルエンザの予防と家庭での健康管理について、全保護者に文書でお願いをしています。これらと並行して、現在各学校園の薬用石けんを補充し、新たに手洗い用の消毒液を備えつけ、給食準備前を中心に消毒、殺菌を徹底しています。また、毎日の発症状況を正確に把握するために、午前１０時までに全学級の欠席者数、簡易検査の結果の報告を集約し、その結果をもとに各学校長、校医、保健事務所、保健福祉事務所、中部教育事務所と相談をしながら毎日の対応を検討している状況でございます。さらに、８月２７日に臨時教育委員会を開き、校医の意見、保健福祉事務所の見解、他の自治体の対応状況などを参考にしながら、町として臨時休業措置をとるための暫定的な目安を確認しました。これは、必要なときに時期を逸することなく速やかに措置できるようにするためのものでございます。

次に、国や県からの最新の指示はあるのかとのご質問でございますが、最近のものでは８月２１日

に文部科学省から新型インフルエンザに関する対応について第１０報が通知されました。その内容は、特に慢性呼吸器疾患や慢性心疾患などの基礎疾患を有する方のリスクが大きいことに配慮するように求めたものでございます。さらに、８月２８日には同じく文部科学省から新型インフルエンザに関する対応について第１１報が通知され、特に学校に対してインフルエンザ症状による複数の欠席者が発生した場合は、迅速に初期から情報伝達をすることを求めています。各学校の対応の基本は、これまでも強調されてきた手洗い、うがいなどの徹底により日常の予防を徹底すること。そのための家庭の理解と協力を得ることにあります。また、感染者が出た場合に学校が迅速に対応することも重要でございます。今後も子供たちの状況を正確に把握するとともに、国、県から示される正確な情報に基づいて冷静に判断をし、流行の情報に即した対応策を柔軟に講ずることで、新型インフルエンザの予防と蔓延防止に万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石川眞男君）　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇３番（筑井あけみ君）　では、自席にて２回目の質問をいたします。

最初に、このハザードマップのほうができ上がったとのことであり、これから区長さんに周知し、地域住民に周知していくというようなお話を今いただきましたが、新しく入ってきた町民になった方たち、特にアパートとか新しい住宅街、住宅地、そういう人たちの周知というのをどのように考えておりますか。さきの佐用町での災害では、その辺の周知が大分おくれて、死者を出したような被害があるとのことでありますので、その辺の対応を考えているのか、お聞きいたします。

◇議長（石川眞男君）　生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長　重田正典君発言〕

◇生活環境安全課長（重田正典君）　先ほど町長からのご答弁にもありましたが、区長さんにお願いして地区は配布するということで考えております。また、先ほど議員さんのご質問のアパートの居住者に対する周知でございますが、ごみの分け方出し方、それ等の周知と同じ形で、アパートの管理者、アパートの所有者、そういう方にもお願いして、まんべんなく周知していきたいと考えております。

◇議長（石川眞男君）　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇３番（筑井あけみ君）　ハザードマップができました。地域に配られ、家庭のほうに置かれるようになりました。さて、それを家族たちがどういうふうに話し合っていく、またどんなふうに避難していくか。そういうところの指導まで徹底しないと、できたものの利活用ができないかと思うのです。その辺を町としてはどんなふうに力を入れて浸透していかれますか。

◇議長（石川眞男君）　生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長　重田正典君発言〕

◇**生活環境安全課長（重田正典君）**　このハザードマップの利用方法等の周知でございますが、通常でいきますと皆さんにお手元に届いた段階で広報等にその利用方法等を載せて、詳しくご案内していきたいと考えております。また、地区の自主防災組織、現在１３組織が町内で立ち上がっておりますが、そういう自主防災組織等の協議も踏まえてご指導申し上げていきたいと考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　９月６日に防災訓練、３回目が行われます。玉村町当町においての防災の訓練は、まずそういった大きな河川を２つ持っていますから、そういうところからの想定で行われてくるのではないかと思うし、一番の問題のところだと思うのですが、そういったときに今は想定以上の、本当に信じられないような災害が起きているのが現状でございますが、そういうところを机上だけで予想訓練をしたのでなくて、そういった現場の訓練というものを庁内でも課長会議なり、そういう会議なりで町長は徹底してしておりますでしょうか。町長にお尋ねします。

◇**議長（石川眞男君）**　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇**町長（貫井孝道君）**　大変重要なことだと思っています。やはり人間の能力というのはいざというときにどう動くかというのが大事でございまして、これにはまずは訓練をしていくということでございます。ですから、今回の山口県の災害、そして兵庫県での災害等を見ましても、我々職員がどのように地域の住民を指導したかということが問われたような災害でございました。それを教訓としまして、まずは我々が訓練をし、そして体で覚えると言うとおかしいですけれども、体で覚える。そして、住民を先導していくという順序になると思います。ですから、私はこの避難訓練というのは、何もないときに避難訓練というのは気楽にやればと思うのですけれども、そうではなくて、この訓練を重ねることが大変いざというときに住民の役に立つと思っておりますし、職員もそんなようなつもりで今までいろいろと職員同士の話し合いをしてまいりました。今後もこの訓練を続けていくことによって、本当に安心安全な町、そして住民の皆さんに安心されるような地域づくりをしていきたいなと考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　ちょっと参考なのですが、佐用町でそういった大きな災害を突然受けたときに、このような対応を早急につくったそうです。ご承知だと思うのですが、幾つか紹介いたしますと、災害に係る悪質商法被害防止について、各種証明書の発行について、それから無料災害行政相談、携帯電話附属品の無償提供とか、それからおふろの無料開放、町民ボランティアの募集とか、もういろいろ対応を考えて、本当に今まで想定していなかったようなことが突然できたので、町長をはじめ職員の方は驚くだけで手が出なかったというようなお話を聞いております。こういうことにならない

ように、いつも私は先駆けて十二分に注意をしたほうがいい。一にも二にも対策は１番、２番をとっておいたほうがいいということは常々質問の中で私もしておりますが、町長にはしっかりとその辺を頭のほうに入れていただき、行政のトップとして町民の安心で暮らせるような生活を守ることを要望したいと思います。

次に、上陽小での避難場所についてちょっと質問したのですが、第３保育所とか上陽小の耐震改修の後は、ここは避難場所としてならないということなのでしょうか。また、上陽のＪＡ支所の２階を使うというようなお話だと思うのですが、その上陽支所の２階を使うのですが、建物自体の年数とかでその安全性は確保しているのでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長　重田正典君発言〕

◇生活環境安全課長（重田正典君）　この上陽支所の建物避難場所ということなのですけれども、水害における避難場所ということで、震災における避難場所ということではありませんので、ご了解願いたいと思います。

また、第３保育所は建てかえが今進んでおります。第３保育所は平地で１階部分ということで、想定的には５０センチ程度の水に浸るだろうというのが浸水想定区域図では示されております。ただ、震災時における部分につきましては避難場所として十分活用できるということで、避難場所としては指定されております。

◇議長（石川眞男君）　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇３番（筑井あけみ君）　町長をはじめ行政の皆様に、機能を維持するための対応とライフラインの維持ですか、対策を今後もまた取り組んでいくことを要望いたします。

次の質問に移ります。町税全般について、まず都市計画税についてお尋ねいたします。ただいま町長のほうから説明いただきましたように、この都市計画税は平成３年の線引きの後に、平成６年から都市計画税として玉村町にできた税だと思います。目的税でございます。現在まで至っておりまして、当初予算としては数字のほうは私も定かではないのですが、八千幾らでしょうか、９，０００万円ぐらいですか、の予算が都市計画税として入っております。その中で今事業として投入されたのが、その町道ですか、斎田上之手線ですか。それと、都市計画公園となっている北部公園というお答えをいただきました。それは今も投入しているのでしょうか。しています。それは、どのくらい投入しているのでしょうか。よろしくお願いします。

◇議長（石川眞男君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　横堀徳寿君発言〕

◇都市建設課長（横堀徳寿君）　使ったお金が北部公園で３億３，６００万円。斎田上之手線、小学校の西の通りですね、それはまだ仕上がっておりませんけれども、使う予定が２億１，５００万円。

それと、１９年度だったかな、北部公園の起債の返還のほうへ５，４００万円を使っております。合わせて６億５００万円ほど投入しております。

以上です。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　投入の利用金額のほうを今お知らせいただきました。では、平成６年からこの税を課税して、現在基金としてあると思うのですが、どのくらいあるのでしょうか。また、年間の予算額というのはどのくらい今見ているのでしょうか。

◇**議長（石川眞男君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　横堀徳寿君発言〕

◇**都市建設課長（横堀徳寿君）**　財政のほうで調べてまいりました。平成６年度から合わせて２０年度末１２億４，５８２万４，５１１円になる予定でおります。もう一度言います。１２億４，５８０万円ほどです。先ほど述べましたように６億円使いました。ですから、あと残り６億円ほどあるわけですけれども、この先は返済等のほう、北部公園、そちらのほうへ５，０００万円ずつ使っていけばそれも少なくなるし、また新たに市街化区域内に違うものを何かしましょうということになれば、そこへ使うことになりますので、それは一般財源等のほうの財政のほうのコントロールの仕方になっていくのかなと思っております。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　町長にお尋ねいたします。

町民からこのような声が出ております。都市計画税を払っているのですが、私の自分のところではその投入を事業がない。それがずっと続いていて、ずっとこれからもこの課税はされていくのか。そういうバランスというのは町長はどうお考えなのか。その辺をもう少し町民にわかるような説明が欲しいというようなお声をいただきました。直接今ストレートにぶつけてみました。町長、お答えいただけますか。

◇**議長（石川眞男君）**　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇**町長（貫井孝道君）**　目的税でございますので、今後使う予定がないということでございますれば、今６億円余の基金として残っておりますから、これは考えなくてはいけないことなのですけれども、これからまちづくり、積極的なまちづくりをしていく中で、私はこの都市計画税を有効に使って、住みよいまちづくりをしていただきたい。ただ、今筑井議員が言われたとおり、私のところには何も恩恵がないという方も、私もその意見は聞いております。そういうことでございますけれども、そういう町民皆さんが、この都市計画税を使っているまちづくりの中で住みよい地域をつくるということを

実感できるような使い方を今後私は積極的にしていく必要。そのためには基金、そしてこの目的税があるということは大変有意義かなと考えておりますので、その辺でご理解していただきたいなと思います。

◇議長（石川眞男君）　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇３番（筑井あけみ君）　都市計画税は、ご存じのように、幅広くどこでも使えるというものではないので、大きなやっぱりしっかりとした計画を今後立ててお持ちだと思うのです。そういう中で投入していかなくてはいけないと思います。その辺を町民に理解をいただくような広報をしていただきたい。そういうのが今までに割と不透明だったので、町民に理解されていないと思うのです。課税されて払っているのは町民一人一人でございますので、この都市計画税についての透明性をしっかりと出していただきたいと思います。これも町長に要望しておきます。

次に移ります。これ町民税、法人町民税、個人町民税ですか、都市計画税の今後の歳入予測というのを今お尋ねいたしました。一番の基盤でありますこの町民税がやや減少していくというような予測だというお話を今いただきました。大変危機感があると思うのです。まだまだ玉村町は心配ないよなんて言っている反面、どうなのかなというようなことをやっぱり思います。

それから、この法人町民税のほうですが、この均等割でなく法人税というのはこれはとても流動的で安心できない、予測のない税金ですから、余りこれは期待しないように考えていかなくてはいけないものだと思います。そういう中で、今後の歳入の予測というものをしっかりと厳しく計画を立てていただきたいと思います。ご承知のように、１家庭におきましても収入に応じての生活をしていかなくてはならない。そうしていかなくては家族が生活し、生きてはいけないというのがどこの家庭でもあると思うのです。破産をするわけにもいきませんし。そういうことをしっかりと町長のほうに頭に植えつけていただきまして、町税全体の歳入の予測というものをいま一つ厳しくお考えいただきたいと思います。町長、お答えいただけますか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　財政の安定化の一番の基本は、収入に見合った支出をしていくということであると私は考えております。ですから、その収入に見合った支出、税をどういうふうに使っていくかということが基本でございますので、今の経済情勢を考えますと大変厳しい収入になると思います。そういう中で、この財政運営をしていくということでございますから、これを基本を忘れますと、だんだん、だんだん先細りになる、財政が先細りになると考えております。その辺で私は歳入歳出のバランスというものを最重点に考えて、今後の財政運営をしていく予定であります。

◇議長（石川眞男君）　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　その辺の厳しさを重ねて町長に要望いたしまして、次の質問に移ります。

出前講座の進捗状況と成果のほうお尋ねいたしまして、答弁いただきましたが、余り大きな成果が出ていないような感じを受けましたが、これはこの出前講座というのは当初各課において行う予定だったのか、どんな課でどんな事業をしていくとか、その辺の計画というのは、総務課長、どんなふうにお考えでこの事業を組みましたか。

◇**議長（石川眞男君）**　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇**総務課長（小林秀行君）**　この案が出たときに広報等でお知らせしたものがあります。その中には行政各般にわたるテーマが載っておりまして、そういうものについて何か学習したいとか、勉強したいという場合は、申し込んでいただければすぐに職員が伺っていろいろなことをお話しすると。そういう内容になっておりまして、当初保育所についてとか、玉村町の子育て支援についてから国民年金についてとか、固定資産税について、学校給食について、いろいろなもののメニューが載っておりまして、メニューの数にしておよそ２０以上ですか、載っておりました。それで、できれば広報あるいはホームページ等でお知らせしているのですが、なかなか要望、申請が上がってこない状況が続いておりますので、議員の皆様におかれましてもこういうシステムがあるのだということを町民の方にお知らせいただいて、そして何か興味があるものがあれば申請を上げていただきたいと。そうすることによって、町としてはすぐに対応すると、そういう状況でございますので、よろしくお願いいたします。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　総務課長から今ご答弁いただきました。そうなりますと、出前講座に行きます講師のほうの職員の確保というのはできているということですね。多方面においていろいろなそういった職員が講師として出向いていけるような教育というのですか、研修というのももちろん積まれているのだと思いますが、今答弁いただいたのは、本当に行政の今までのどこでもあるような公募の仕方、また紹介の仕方だと思うのですが、もう少し一歩踏み入れて、町民とどんなことをしていったらよいのか、町民が喜ぶような、元気になるような講座を開いていったらいいのか、その辺をもう少し一歩踏み入れて研究をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

◇**議長（石川眞男君）**　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇**総務課長（小林秀行君）**　それは、むしろ町のほうの立場ではなくて、申請者の立場でこういうものをやっていただけないかと、そういうものがあればすぐに対応はできると思います。そして、特別な研修ではなくて、常に通常の業務をもとに講師は講座を開くことになると思いますので、申請者のほうでこういったものをやってもらえないかと。そういうものにこたえる形でやっていくという形に

なっているものでございます。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　くどいようですが、やっぱり浸透の周知の仕方、区長会で説明とか、民生委員さんの会議で説明とか、またいろいろなところの団体の人の説明とか、そういういろいろな角度の違う、方向の違うところでやっぱり紹介していかなくてはいけないと思うのです。せっかくこういった経営改革からそういう提案をいただき、またこういう事業を町としても組んでありますので、事業を項目だけでなく、実践ができないような事業では成果が上がらないので、この辺は町長をはじめ担当課長様に重ねて要望しておきます。

　では、最後に教育長のほうからご答弁いただきましたインフルエンザの対策についてでございますが、教育長から国からの最新の対策、また町、教育委員会での申し合わせの対応等個々細かく説明をいただきました。そこにおいて、まず家庭の協力が一番必要。家庭での予防が必要。そういうところで、町長、では家庭において予防するのに、町としてはこういうような予防対策でこんなようなものを各家庭にお配りしますからとかというようなことの対応をお考えでございますか。

◇**議長（石川眞男君）**　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇**町長（貫井孝道君）**　やっぱり基本的には学校ということですけれども、子供たちは家庭ですから、家庭が第一で、家庭での予防、対応が大事だと思います。きのうですか、区長さんを通して、一応町としてのインフルエンザ対策について各家庭での対策をこのようにしてくださいということでチラシをお願いいたしました。多分今週中には各家庭にそのチラシが回ると思います。それと同時に我々が先頭になってこのインフルエンザを蔓延させない。だれもがそのような気持ちでこの対策に携わっていただきたいなと考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　松本恭明君発言〕

◇**健康福祉課長（松本恭明君）**　まず、住民に対しての一番の周知ということで、９月１日付、このチラシを区長さんのところに配りまして、早急に各戸毎戸配布でお願いしたいというふうに手配をいたしました。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　この新型インフルエンザは音もなく、予想もできないところで感染し、調べてみたらインフルエンザにかかっていたなんていうのが現実であり、そのときにはその周辺の方々がみんな同じような検査をしなくてはいけないというので、秋には大きな大流行が来るという予測の前兆だとかということになっておりますので、お互いに気をつけ、また弱者の人、体の弱い高齢の方、

子供たちが一人でも感染しないような対応を我々は一人一人考えていかなくてはいけないと思うのですが、その辺で町としてまたそういった具体的な対応で、何か町として補助を出して家庭に配るというようなもののお考えはありますか。そういうのはありませんか。

◇**議長（石川眞男君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　松本恭明君発言〕

◇**健康福祉課長（松本恭明君）**　今後新型インフルエンザの蔓延というのがどういう状況で蔓延していくのか、その辺の状況をよく見ながら、順次各戸にまた出していきたいというふうに考えております。

◇**議長（石川眞男君）**　筑井あけみ議員。

〔３番　筑井あけみ君発言〕

◇**３番（筑井あけみ君）**　その場、その場の機敏な判断の対応を希望いたしまして、私の今回の質問はこれをもって終了させていただきます。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

◇**議長（石川眞男君）**　休憩します。３時４５分再開です。

午後３時３０分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――――――

午後３時４５分再開

◇**議長（石川眞男君）**　再開します。

―――――――――――――――――◇―――――――――――――――――

○会議時間の延長の件について

◇**議長（石川眞男君）**　本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

◇**議長（石川眞男君）**　次に、７番中里知惠子議員の発言を許します。

〔７番　中里知惠子君登壇〕

◇**７番（中里知惠子君）**　議席番号７番中里知惠子です。通告に従いまして、質問いたします。

台風８号、９号による集中豪雨の被害は、台湾、中国、そして我が国では中国、近畿地方で多くの方々が亡くなられ、心より哀悼の意を表し、あわせてご冥福を祈ります。そして、速やかな復興を願ってやみません。温暖化による集中豪雨は、世界各地で人命を奪い、莫大な被害をもたらしております。ある新聞記事によりますと、この気候変動は食糧不足、豪雨、世界に広がる疫病をもたらし、パンデミックといっていますが、米国の国家安全保障をも脅かすのではないかと論じております。

政権が変わりまして、新たに一歩を踏み出しました。未来に希望の持てる日本を築く一翼を担っているのも地方議会であります。幸い玉村町は大きな自然災害に見舞われることなく、災害費ゼロでありまして、平和な町であります。本定例議会における私の一般質問は、いずれも今求められている町

の課題であると信じております。約１カ月の間、玉村町２５区の大半の区長経験者にお会いしましたり、文書による回答を得まして、その後に今回の通告に至りました。

１問目でございます。というか、項目１、生涯学習課の取り組みについてであります。その１つ、玉村町における生涯学習の理念と生涯学習推進委員会へのアプローチ。これはいろいろ意味があるわけですが、特に理念とその根拠の説明についてお伺いいたします。

２問目、平成２０年度５月の定期開催の社会教育委員会で課から説明されております、これ課長から説明されております。同委員会における公民館運営の役割について、その後どのように委員会では取り組んでいらっしゃるのか。つまり公民館の運営を皆さんは担っておりますよという説明を課長がなさっております。

３問目、生涯学習課における事務の、事務というのはこれは行政用語でございますが、仕事全体ですが、の全体像が見えにくいという住民の批判に対してお答えをいただきたい。ここで非常に漠然としていてわかりにくいということを回答者から受けましたので、恐らくこれはまず玉村町の教育行政方針、これが出ております。２１年度でありますが。その中に教育の理念があります。社会の変化と教育の現状や本町の教育の伝統を踏まえた構想をもとに、個人の主体性や意欲を尊重した諸施策を展開し、教育の振興を図ると。これは一部でございますが。さらに、社会教育につきましては、社会の変化に適切に対応した生涯学習と現代的な生活課題に対する学習機会提供事業の推進を進めますと。こう具体的にその目標が書いてございますので、これは理念や目標でありますが、これに対して生涯学習課においては社会教育、公民館、文化財、文化振興、図書館の各事業においてどのような形でこの理念、目的を本町では具体化されているのかと。この具体化について詳しく説明をいただければ、この一住民の回答になるのではないかというお答えをしておきました。

２項目めなのですが、各地区で区費の未払いの住民に対しまして、それぞれの地区で策を練り、さまざまな対応をしておりますが、行政は諦観していいのでしょうかと。私自身上之手に在住しておりまして、昨年か一昨年あたり、私班長でしたので、これは昨年ですか。大体１，２００戸のうち３００戸は未払いというような報告を総会で受けまして、いや、これはちょっとどうかなと。いろいろと対策はそれなりに練っているようでありますが、同じ質問をほかの地区にしてみました。それぞれあるようでございます。

３項目めですが、ＰＣ、パーソナルコンピューター、いわゆるコンピューターですね、と英語教育。これは以前にしたことがあるわけですが、私自身一般質問をということです。そして、県立女子大との連携はどうか。その１つ、具体的に申しますと、補正予算で１２７台、これは教務用ですが、生徒用に二百何台ということで、全部で三百五十何台だと思いますが、取得しております。実際に見てまいりました。それから、これの利用と方法と、どういうことにこれを使うのか。もう既に始まっているわけですが、内容をお知らせいただきたいということです。

２問目に、県立女子大学の特に国際コミュニケーション学部にありますＣＡＬＬシステム、このＣ

ＡＬＬシステムというのはコンピューターがどう語学の学習に支援してくれるのか、その学習のシステムなのです。自分で学習できるというようなシステムでございます。この利用を英語教員研修の場として考えてはどうか。あるいは、ほかの興味のある先生方にもぜひこのシステムを利用して、ご自分の研究にもなりますし、それから生徒の指導にも役に立つのではないかということの提案であります。

以上、第１回目の質問といたします。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君）　７番中里知惠子議員の質問にお答えいたします。

まず、初めの生涯学習課の取り組みについてと３番目のパソコンと英語教育、そして県立女子大との連携については、教育長のほうからお答えいたします。

私のほうは、２番目の２５地区の課題と行政についてお答えいたします。中里議員のお尋ねにお答えします。当町では区と称していますが、これは一定の地域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い、協力して暮らしやすい地域をつくることを目的に自主的に組織された団体であります。構成員が負担する会費、区費によって運営され、事業が行われております。例年５月ごろになりますと区費の集金が各地で始まり、議員ご指摘の区費の未払いのことで区長をはじめ区役員は頭を悩ませています。一方で、使途について説明がなく区費を徴収されたとの住民からの電話も毎年のように担当部署には寄せられております。この問題につきましては、区長会の中で検討していただくのがよいと考えますが、標準的な区の会計処理、予算、決算書の作成の仕方など町として支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君登壇〕

◇教育長（熊谷誠司君）　それでは、私のほうから生涯学習課の取り組み、それからパソコンと英語教育、この２つについてそれぞれお答えしたいと思います。

まず初めに、生涯学習の理念と生涯学習推進員連絡会へのアプローチについてというご質問にお答えいたします。生涯学習推進員さんには、年度当初の総会において推進員の業務、それから生涯学習の意義、玉村町における生涯学習推進上の基本的な考え方等を説明しました。また、年間を通した実務研修の説明、特に社会の変化を顕著に受け止め、地域住民が今何を求めているのか要望等を集約して、一人一人の意見を尊重しながら生涯学習活動をよりよいものにしていきたいという考えについても話をしております。

次に、理念や目標が生涯学習課においてどのような形で具体化されているのかとのご質問でございますけれども、玉村町教育委員会が掲げるともに学び響き合う生涯学習社会の構築という目標達成の

ために、生涯学習課では新しい時代に対応する社会教育の推進、次代を担うたくましい青少年の育成、特色ある文化の振興と発信、家庭や地域の教育力向上を図る子育てネットワークの充実を下位目標として掲げ、その下位目標実現のために各係が諸事業を意図的、計画的に設定し、実施することが具体化であると考えています。具体的な諸事業を網羅しますと長くなりますので、もし次の質問があればお答えしていきたいというふうに考えております。

次に、社会教育委員会による公民館運営の役割についてのご質問でございますが、社会教育委員の職務につきましては、６月の議会でも説明したとおりであります。今年度は、社会教育委員さんの改選年度であり、９名体制となりましたが、５名の委員さんが新人でありますので、事務局といたしましては社会教育委員の職務について、社会教育法、町社会教育委員条例、委員規則等を説明し、理解をいただいているところでございます。特に委員の職務には、研究、調査を行う、あるいは諸計画の立案をすること、あるいは諮問に応じて意見を述べるというような仕事があるわけでありますけれども、そういう仕事をしていくということにつきまして委員さん方に説明をしてございます。したがいまして、１年間の生涯学習課における事業について検討するそういうことから始まり、年度当初には事業内容を決定し、年度半ばにおいては上半期に実施した各種事業について見直すべきところは見直し、今後に生かすところは生かしていくという流れの中で社会教育の推進にご活躍していただいているわけでございます。その計画立案した諸事業や研究、調査を行うこと等の中に公民館事業の運営も含まれているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、３つ目の生涯学習課における事務の全体像が見えにくいとの住民の批判があるということにつきましては、どういう事務を担当している課なのかがわからないという指摘かというふうに思っていますので、案内板等を設置し、初めて来館される方でも戸惑うことのないように対応してまいりたいというふうに思っております。なお、文化センターだより「にしきの通信」を年６回、奇数月に発行しまして、生涯学習課の諸事業、社会教育事業、図書館、公民館、資料館、文化振興財団の情報を多くの画像を取り入れ、住民にわかりやすい紙面づくりに努めて、広報事業を展開しているところでございます。

次に、パソコンと英語教育、そして県立女子大との連携についてお答えしたいと思います。今年度、小学校の教員に１人１台校務用パソコンを整備します。その主な目的は２点あります。まず、１点目ですが、教員の多忙を軽減し、ゆとりを確保するということでございます。県が平成１８年度に発表した教員のゆとり確保のために調査、研究をしましたけれども、その結果９７％の教員が忙しいと回答しており、授業準備のための教材研究の時間が不足していると答えています。この忙しさの中身ですが、教員が最も負担に感じているのが資料や報告書の作成、提出など事務的な業務でございます。本来教員にとっては子供に寄り添い、よい授業をすることが一番大切なことですが、それ以外のことに時間をとらわれてしまうのでは本末転倒でございます。そこで、事務的な業務をいかに高率化し、子供に直接かかわる時間を保障するかが重要となります。

今回のパソコンの整備は、その一環の事業でございます。教員一人一人にパソコンを配備し、群馬県教育委員会の推薦する校務支援ソフトを載せます。これにより事務の効率化が図られ、一人一人の事務的な業務がかなり軽減されます。例えば出席簿という事務でございますが、これまではだれかが欠席の連絡を受け、それを担任が出席簿に記録し、月ごとに集計し、手書きで帳票を作成していました。さらに、学期末の通知表への転記、学年末の指導要録の転記と、そのたびに再集計、転記しなければなりませんでした。これが校務支援ソフトを使うことにより、欠席の連絡を受けた人が簡単に入力をし、担任が確認するだけで月ごとの集計から帳票の印刷、さらには通知表、指導要録等さまざまな帳票にも連動していき、事務の軽減が図れます。さらに、再集計、転記によるミスもなくなります。出席簿は１つの例でございますが、このような積み重ねが業務の効率化につながり、教員のゆとり確保につながると思っています。

２つ目は、セキュリティーの確保でございます。これまで教員は私物のパソコンを学校に持ち込み、学校内のネットワークにつなぎ、事務的な業務を行うという実態がありました。名簿や成績などといった個人情報も必然的に個人のパソコンの中に保存されることもありました。教員へのセキュリティーに対する研修は教育委員会や教育センターなどでも行ってきましたが、私物のパソコンを学校に持ち込むという実態がある限り、情報漏えい事故や危険性というものがぬぐい切れません。

しかし、１人１台のパソコンの配備により、私物のパソコンを学校に持ち込む必要がなくなりました。今回のシステムには、センターサーバー化あるいはセキュリティーキー、管理ソフト、ウイルス対策などさまざまなセキュリティー対策を備えています。当然教員自身のセキュリティーに関する意識を高めていく必要はありますけれども、情報事故を起こさない環境は整えることができたと感じています。昨年度末には、小学校に先んじて中学校２校に教員１人１台パソコンを配備しました。中学校では事務的な業務の効率化が図れただけでなく、スケジュール管理機能や掲示板の活用により、よりスムーズな学校運営ができてきた。１人１台の責任感からセキュリティーに対する意識が高まったという報告もあります。今後は、小中間の文書の引き継ぎ、あるいは情報の引き継ぎ、町内のすぐれた実践や教材の共有、各学校や町教育研究所、町教育委員会からの情報発信など、このシステムをさらに有効に活用していきたいと考えています。

続きまして、２点目の県立女子大学のＣＡＬＬシステムの利用を英語教育の研修の場として考えてはどうかというご質問にお答えしたいと思います。まず、このＣＡＬＬシステムは、英語をはじめとする語学の習得に効果があると期待されている新しいシステムで、現在全国の多くの大学に導入され始めている設備でございます。これが県立女子大学に導入されているということですので、教育委員会の担当者を実際に女子大に派遣し、授業の様子を視察してまいりました。学生たちが自分のペースで、自分が聞きたい音を繰り返して聞いたり、自分の発音を録音して修正したりできるため、特に正しく発音する技能を身につけるために有効であると考えています。

このような英語の技能を身につけるために、現状として国も県も町もそれぞれの段階の施策を進め

ているところでございます。例えばぐんま英会話ぐんとアッププランという事業は、外国人講師による英語だけを使用した研究協議を通して、教員の英語運用能力の向上を図ることを目的としています。年間１０日間の研修を中学校のすべての英語教員の義務づけ、５年をかけて実施をしました。また、ＡＬＴの配置では、外国人の英語指導助手が英語の授業だけでなく、教職員の研修などにもかかわってきていますので、子供たちや小中学校の教員が英語本来の発音を身につけることができるように、さらに支援をしていきたいと考えています。さらに、町では平成２３年度から完全実施となる小学校の英語活動の実施に向けて、東京外語大学から講師を招いて、模擬授業の形式の実践的な研修を行いました。また、英会話や英語教材を扱う民間の企業にお願いをして、英語のリズムの楽しさや授業で使える英会話を学ぶ研修も行いました。これらの研修は、小学校の先生だけでなく、中学校の英語担当者にも受講していただきました。

このように、教職員が英語の技能を高めることを目的とした研修はさまざまな形で実施をしているわけですが、ご指摘のＣＡＬＬシステムにも大きな可能性があると私も期待をしています。今後は、研修内容が学習指導要領に示された英語科の目標や内容、指導方法に基づくものであること、また同じ目的で実施している他の研修との整合性を持たせること、さらに教員研修、その他教員研修そのものを精選することなどについて慎重に検討し、教育委員会として現職の教員の指導力向上のために一定の成果が期待できると判断できれば、実現をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇７番（中里知恵子君）　２問目は自席からさせていただきます。

まず、２５区の課題と行政について、町長から回答を得ました。余りにも簡単なので、ちょっと意外だったのですが、結局町のことでなくて、関係なくて、こちらは行政区といっていますが、住民から見れば自治体ですね。自治体の組織だからそちらにお任せするというほうがいいと。これまでの姿勢だったと思います。私大いに間違っていると思います、これは。というのは、やはり町のまちづくり、人づくりの基本となるわけですよ、この公民館、区の活動が。それをいろいろ、これはずっと以前から、私が来たときからそういうことは話していました。つまり都市化ですね。アパートがどんどんふえ、一時的にしか在住しない人がふえ、困ったものだというふうなことは聞いていたわけです。今になっても依然として、そうでない地区もありますよ、行政区もあるのですが、あるわけですよ。だから、これをやはり傍観していていいということはないので、私はこうしたほうがいい、ああしたほうがいいとは言いません。ぜひ考えてください。

やはり公民館活動、地区のこれ人たちが何にどういうふうにかかわって、どうお互いに助け合って、どういうまちづくりをするか。一番根本的なことなのです。この人たちは区費を払わないということは、ある前の区長さんがおっしゃっていました。何回も行ってもいつも留守ということでした。もう

あきらめている状況ですね、はっきり言って。ですから、ぜひこのあたりは取り組んでいただきたいと思うのですが、町長、いかがですか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　今の質問で、公民館活動と区の活動というのをちょっと区別ができないような質問だったのですけれども、私のほうの答えは区、区としての活動ということでお答えいたしたいと思います。

区長会は２カ月に１回ございまして、区長さんに集まっていただき、町の方針等は区長さんにお話をしております。それで、その中で区長さんからいろいろなご意見が出ます。地域のことについてだとか、町のことについてだとか、いろいろなご意見が出ます。そういうものを町とすれば話を聞きながら、今後の町政運営ということに対して大変参考にしております。それで、区に帰りますと、区長さんが一応中心となってその区の行政をしていただくわけでございますし、大変今の区長さんはしっかりしておりまして、責任感が強く、非常に区長になりますと人が変わったように地域のために働くというのが現実でございます。ですから、区長さんは私にとっても大変信頼できる各地区のパートナーでございまして、私は区長会の当初にいつも、区長さんはその区においては最高の責任者であると。そして、その区においては町長の代行者であるという意識を持って、その区のことについて活動してくださいという話をしております。

区長さんの話を聞きますと、大変町から責任を持たされたということと、区長としての誇りというのかな、区長の仕事の誇りというのを感じるそうです。ですから、そういう中で余り町でああせい、こうせいという区のことについてはいろんな区の特徴がありますから、余り言いません。ただ、町の方針は伝えます。区長さんに町の方針を伝えて、区長さんからその区のことについて町に対する要望等があった場合は、区長さんを通してきたことに関しては最優先で対処しようというのが町の姿勢でございます。そうでないと、３万８，０００人が一人一人、ああせい、こうせい、うちの前がどうのこうのという話になりますと、もうおさまりつかなくなりますから、基本的には区長さんに話をしてくださいと。区長さんを通して、区のことであるということで、個人的なことでなければ町に言っていただくというのが今の区長さんの仕事ではないかなと思っています。

もう一つ、区長さんは町の広報活動もしていただいて、今までは毎週月曜日に町からいろいろ広報紙なり通達が行ったのですけれども、３年前から区長さんからの要望がありまして、月２回、第１月曜日と第３月曜日に町の広報を配るということで区長さんにお願いして、今月２回の通知等を区長さんに渡しております。それを区長さんが全戸、自分の区の全戸に、その区のやり方というのはいろいろありますけれども、配っているというのが現実でございまして、先ほどの区費、どんな小さな区でも１００万単位、何百万単位の区費を集めた中で区の運営をしているというのが現実でございます。大変区長さんをはじめ区の役員さんは区費を集めるのに知恵を絞ってくれております。これは、とっ

ても町ではできないことでありまして、区長さんのお力をかりる以外にないというのが現実でございます。

そういう中で、最近は新しい人が多いものですから、区長さんが一番頼りになる。昔はいろんなことがありますと、隣のおじさんだとか近所のおじさんに頼んだのですけれども、今はそういう人がいませんから、そういう頼める人がいませんから、何でも区長さんに頼むと。簡単なことを言いますと、「野良犬が来たけれども、区長さん、どうしたらいいのですか」と、そういう話まで区長さんのところに来ます。区長は、自分で飛んで行ったり、自分の手に負えないときは町に要望して、町の担当が飛んで行くというそんなような仕事もしております。それだけ区長さんの仕事は多岐にわたっておりますし、私はその地区のことについては最大限区長さんを信用し、区長さんにお願いするという姿勢で今の行政を進めているというのが現実でございます。

◇議長（石川眞男君）　中里知惠子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　私の質問にちょっと飛躍がありました。突如公民館が出てきたので、驚かれたと思うのですが。一応区費一つにしても、非常に大事なことではあるわけです。それで、責任も感じていらっしゃると思うのですね、立場上。それだけにいろいろ対策を立て、自分が動くだけではなくて、周囲の一番相談できる人、あるいは役員に相談して、どうしようか。これは総会等でも出ますから。ですから、そういう中でやはりこの問題というのは、住民がどう生活しているかということですね、要は。ということですので、やはり一緒に、命令ということではなくて、区長会なりなんなりでアドバイスするというか、何か方法がないかどうか、相談を出しても私はいいと思うのです。例えば私は、個人的にお話ししたのですが、やはり町のほうからこういう人たちに対してどんなアプローチ、どんな方法をとったらいろいろな行事に出てくるだろうかというふうな相談を持ちかけてもいいと思うのです。そういうことでこの人たちが、いわば顔の見えるまちづくり、こういう人たちが何か行事に参加するということは非常に大事だと思うのです。一切もうどこにも出てきていない。非常に口をそろえて何人かの区長さんがおっしゃったことは、新しく入ってきたということは知っていますけれども、祭りにも来ない。区費をとりにあれしてもいらっしゃらないという状況の中で、すれ違ってもあいさつもできないというのはどこの人だろうというような場面というのはやっぱりあってほしくないし、できるだけそういうことのないような努力をしている。やはり祭り等、あるいはクリーン作戦にしても、非常にそれは班長をはじめ出なければならない機会、義務的なことは感じていますので、そういう機会で初めて、あの方はあそこのすぐ近くに住んでいたのだというようなことを初めて知るということは、上之手だけではないということはわかったものですから、ぜひ側面的にというか、やはりまちづくり、人づくりという観点から、この行政区の区長を中心にして町の核になっているわけです、いろんな意味で。確かにいろいろな区長さんがいらっしゃいます。模範になる地区もここでわかりましたので、言っていいかどうか、後でまた別の機会に言う機会があると思うので。むし

ろそういうような地区の区の運営を取り入れるというか、利用するというか。見て、ではこういう手だてをすれば、多少こういう人たちが町に対して関心を持つか。ここで生きていく、生活をすることに関心を持つのではないかと、私はこう考えたのです。そういうことでの提案でございますので、ぜひいかがですか。知恵を絞っていただきたい。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　一例を申し上げますと、こういうのがありました。先ほどの中里議員さんが区費が集まらないと。ある区長さんが、特にアパートの区費が集まらないということで大変苦労しているという話がありまして、ある地区においてはアパートの区費は大家さんがまとめてくれて、区に納めてくれると。ですから、班長さんが集めるのではなくて、大家さんが集めて区に納めているというような話がありまして、そういうのをできる区でありましたら、ではうちのほうもそうしようと。大家さんに区費を集めてもらおうではないかというような話もありましたし、区長さんは大変苦労しておりまして、その辺の情報交換ですか、いろいろな面で情報交換しております。今中里議員さんがおっしゃったとおり、この区、町を、本当に町を協働のまちづくりの中で守り立ててくれているのは、私は今は大変区長さんの力が大きいと感じておりますし、今後も区長さんに対してはそれなりの町としての姿勢を見せていくのが必要かなと考えております。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇７番（中里知恵子君）　そういう基本的なところだと私は思っています。どういう人たちがすぐ近くに住んでいらっしゃるのか。ぜひ側面的にアドバイスするというか、何かあると思うのですね、その方法は。先ほどおっしゃいましたように、２カ月に１回区長会があるのでしょうから、そういう機会でも話を持ち出すいい機会だと思っていますので、ぜひこれはもう期待するよりほかないです、町長。

次、戻りまして、生涯学習課の取り組みなのですが、これも実は直接区長さん、元区長の経験がある方から出てきたわけです。いろいろ親しく話しますと、素朴なといいますか、私なりに感じ取ったことをぶつけたわけでございます。その中でまず気になりますのが、１の項目のところの２のところでございます。昨年の５月の定例会、教育委員会で、社会教育委員会でございます。課長が提言していらっしゃいます。それは、会議録１１４ページに、公民館活動の評価と活動内容の検討及び新たな活動について審議する母体はありますかという私の質問に対して、教育長は活動を審議する母体は教育委員会ですと答えていらっしゃるのです。にもかかわらず、今いただいた回答にはこれなかったと思うのですが、その後何をなさっていますかと。ですから、昨年の５月２８日だと思ったのですが、議事録を見せていただきまして、書いてありましたので、それ以後取り組んでいないのですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　先ほど指摘のあったその１１４ページ、私もコピーをしてきました。１５年の３月議会において条例から公運審が削除されたということでございます。そのときの議案説明が、その母体が社会教育委員会というふうな説明をしていますので、そのとおりでありますけれども、この私の答弁の後ろのほうを見ていただきたいと思うのです。「ただ」ということでつけ加えてございます。ちょっと読んでみたいと思います。「ただ、玉村町公民館が文化センター内に設置されたことにより、その適正な運営等を図るために玉村町文化センター条例第４条で置くことが定められている文化センター連絡協議会で活動内容の検討、評価や新しい活動等について協議することになっておりますので、この連絡協議会の協議内容を受けて」ということで話をしてございます。したがって、最終的に社会教育委員会が決定をしていくということでありますけれども、その組織として文化センター連絡協議会があるということであります。したがって、この文化センター連絡協議会の運営について、例えば公民館長がいます。公民館長を置くことになっていますので、公民館長がいますので、公民館の事業内容、運営等々は公民館長が企画するわけですけれども、それでよしということではなくて、それを文化センター連絡協議会に諮問をして、課題があり、問題があれば協議をしてくださいと。そういうことで進めていって、最後は社会教育委員会にかけると、こういうことになっていますので、ただそういうふうなことが今まで社会教育委員さん方の認識として不十分なところがありました。したがって、前回ちょっとお話し申し上げましたけれども、まず社会教育委員さんの任期を少し変えていこうということで答弁はしたと思いますけれども、まず社会教育委員さんの任期を少し変えていきたい。それが１つでございます。

それから、もう一つは、先ほど第１の答弁で申し上げましたように、各事業、文化センターの中に公民館だけでなくて図書館もありますし、歴史資料館もありますし、大小ホールもあります。いろんな施設が入っていますので、そういうふうなことについてどういうふうな事業が行われ、どういうふうな課題があるか。そういうふうなことに調査、研究をして、これから改善できるところは改善していくような、そういう協議ができる、そういう場にしていくということで前回の社会教育委員会では説明もしてございますので、そういうふうな形で社会教育委員さん方も認識をしていくということだと思っていますし、それについて今月社会教育委員会を開いて、実際に上半期の状況についてきちっと議題にのせて、課題があればどういうふうにそれを解決していくかということについて協議をしていきたい。そんな形で、どういうふうにやってきたかといいますと、社会教育委員会の委員さん方のあり方というものをきちっと理解していただいて、それをきちっと仕事を進めていくと。こういうことでやっていきたいということで今進んできていますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇７番（中里知恵子君）　社会教育委員会についてこうありたいという方針、その他のことについて

は理解したのですが、きょうは１点に集中して質問いたします。要するに公民館の運営はしていないということですね。審議、運営はしていない。今おっしゃったことは、それは前にも聞いているわけです。それは以前聞いておりますのは、文化センター連絡協議会ですか、これは公民館活動を計画したり審議をするところではないです。何をするところかというと、社会教育なり文化財なり各部局の代表の方たちが集まって、プラス住民の何人かがいらして、委員として。そして、報告をして、そしてそれに対する異議があったら、あるいは何か意見があったらということで話をしているところなのです。だから、もうごちゃまぜにしてもらっては、皆さん聞いている人はごちゃまぜになると思いますので、公民館活動を運営する母体がないのですよ。いかがですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　私は、玉村町の実情からいけば、文化センター連絡協議会が十分その機能を果たしてくれているというふうに理解をしています。

◇議長（石川眞男君）　中里知惠子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　委員のお二方から聞きました。これは住民です。していないということです。町長はこれについてどう考えますか。つまりどういうことかといいますと、そういう答えということは非常にいい表現を実はある方から聞いたのです。結局この状態が続くということは、転がしと私どもは呼んでいますというのです。つまり前年度にやったことを繰り返すしかないのです。組織母体ががっちりしていないと。もう一度ちょっと違う言い方をしますと、もう３回目ですが、社会教育法の中に公民館活動、何をこれするということを項目を上げたはずです。皆さん読んでいらっしゃるはずですから、それをやっていないわけです。ないのですよ、母体が。それをよく加えますが、私どもは文教福祉常任委員会、松本市の芳川区、これは１万６，０００ですか、人口が。公立の公民館活動を見てきたわけです。そして、住民がどう運営しているか。公民館活動の目標を３つ掲げていますが、１つは何だと思います。地域社会の問題を、課題を、どう我々の活動で解決するかというのが目標になっているのですよ。そういうこと。それをそっくり写せ、コピーしなさいということではないのですけれども、そういうことを少なくとも常任委員会の人たちはよく知っているし、ここで報告しているわけですが、そういう意味で町長にお聞きしたいのですが、今教育長のお話になっていることはそういうことなのです。転がしなのです。どう思いますか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　現状の社会教育委員会のあり方と公民館のあり方というのは教育長が話したとおりでございます。ただ、私の個人的な見解としまして、私が町長になりましてはっきり言いまして、社会教育委員さんの内容と公民館活動についての認識が大変薄かったと。去年の中里議員さんの

質問で私も社会教育委員会のあり方、そして公民館のあり方について改めて考えさせられました。いろいろ内容を調べてみまして、社会教育委員会と公民館のあり方についてもっと積極的に生涯学習の中で玉村町としても取り組んでいく必要があるかなと考えを新たにしたということでございます。

私も以前公民館運営審議委員でいました。５年間いました。そのときはまだ今のような文化センターではなくて、公民館が町の中央公民館だと思いますけれども、あそこがあった中での活動だったと思いますけれども。それからさま変わりしてきたなという感じでございますし、このメンバーを見たときに非常にマンネリ化をしていたなと私も思いまして、昨年任期が来たということでメンバーをかえて、新しいメンバーで新規一新、社会教育委員会を出直し的な形で今後公民館活動を積極的にするような形の委員会にしたらいかがかというのは、当時の生涯学習の担当者にお話をしたわけでございます。現状については今教育長が話した中で、中里議員さんは納得しないようなことでございましたけれども、これから本当に長寿社会が来るわけでございますから、公民館活動の大切さ、そしてその中で中枢になるべく社会教育委員会のあり方､またその重要性というものを改めて見直していく中で、積極的に公民館活動をしていくようなまちづくりも私は必要かなと考えております。

◇議長（石川眞男君）　中里知惠子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　いい機会だと思いますので、それだけ認識がおありと思いますし、このままでは皆さん一生懸命やっているのは認めるのです。それぞれ部局で一生懸命やっている。やっていないのではないのです。やっていらっしゃる。だけれども、今のままでは肝心な組織母体がないということははっきりしていますので、転がしにならないようにどう変えたらいいのか。もう既に教育長がおっしゃっていました、教育委員会はこうありたいと。おっしゃっているのですが、どこをどういうふうに変えたらまちづくり、まさに人材づくり、拠点となる町を協働と、憲法までできているわけでございますので、町の。では、どういう形でまさに協働。ちょっと一言、時間もなくなっているのですが、お話ししたいのは、松本市の場合は上からの命令で、職員、我々は黒子に徹しなさいと、主役は住民ですよと。この公民館活動についてそう言っているのです。だから、ぜひいい機会ですので、町長、取り組んでいただきたいのですけれども、いかがですか。町長が言い出さないと、どうもこれ転がしに終わると思います。いかがですか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　先程述べたとおり、今後の長寿社会、そしてまちづくりの中で公民館のあり方、大変私は重要だと思っております。ですから、改めて今までと違ったというとおかしいのですけれども、今まで以上な活動をしていく。もう既にそういう活動の団体が幾つかできておりまして、私のほうにも出席してくれという話も来ておりまして、公民館活動の一環としてそういう団体が動き出しているなと、まちづくりの中で動き出しているなというのが現実でございますので、そういう団体

を大事にしながら、町としての公民館活動、社会教育委員会のあり方等を進めていくということでご理解をしていただきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇７番（中里知恵子君）　期待しています。

それから、次の１のアプローチについてということなのですが、生涯学習推進員会連絡会、わかりました。一番当初、当初というのはこの会が開かれる、各地区から２名ずつ５０名の方たち、いろいろな固定観念、もう大抵４０歳以上でしょう。固定観念をお持ちですし、経歴もお持ちでしょうし、さまざまな方がいらしているわけです。そういう中で、そういう単にこれこれはこの社会教育推進員会、規定というか、連絡会を設けられたのはこういう意味ですよ、町はこうですよという説明だけでは納得しないといいますか、理解できないと私は考えています。それはどういうことかというと、私の経験の一つなのですが、やはり大学は大学なりにオリエンテーションというのがあるのです。それはもう大体１回、２回ぐらい、１週間、２週間かかる。あるいは、ずっと通して少しずつオリエンテーリングをやるかもしれないのですが、しているわけです。学校教育の中において義務教育もそうです。どういうふうに説明しようかと、これから１年間やることを説明しようかということで工夫をそれぞれ教員はしていらっしゃるわけです。そういう意味で、単に機械的にこうだからという表現をしただけでは非常に難しいと思うのですね。と私は思いますが、いかがですか。その辺の工夫はなさったことはありますか。

◇議長（石川眞男君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　加藤喜代孝君発言〕

◇生涯学習課長（加藤喜代孝君）　その生涯学習員さんの活動につきましては、今までどうだったかわからないのですけれども、今年度におきましては各職員担当によります各行政区の生涯学習の行事等に常時参加させていただきまして、どのような内容で生涯学習を推進していただいておるかというようなことでまとめまして、また中間でその生涯学習推進員さんを集めた会議の中で、各地区の行事等を発表していただくようなそういう機会も設けて、各地区の生涯学習の推進にこれからは取り組んでいこうというような考えもございます。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知恵子君発言〕

◇７番（中里知恵子君）　私の質問はお答えになっていないのですが、要は生涯学習連絡協議会なるものは一体何を目的に、何をしようとしているのか。それから、ちょっとこういう表現は使いたくないのですが、教育のされ方を皆さんいろいろしてきていらっしゃる。いわばある１つのことについての概念化といいますか、わかるわけですよ、ああ、こういうことでこれを始めるのだなと。ところが、全然触れたことがない人というのは、丁寧に説明していただかないと、どうしてそばづくりをするの

か、それはどういう意味を持っているのか、よくわからないと思うのですよ。なぜ今しなければならないのか。

それから、もう一点は、この生涯学習推進設置要綱ですか、これの２条の３に指導者となり得る人材の発掘及び学習グループの育成支援に関するというのですね。学習グループの育成支援と、それから指導者となり得る人材の発掘をしなければいけないのですよ、これ。これはだれがするのですか。参加者がするのですか。どうもこの設置は、参加した５０名が指導者にならなければいけない。そうなると、急にあなた順番だからやってなんていうふうに、ぽつんと来た方はリーダーシップとは一体何なのか、この地区におけるリーダーシップとは一体何ですかと改めて考えなければいけない。だから、オリエンテーションの中にこういうことも丁寧に言ってあげなければいけない。生涯学習は非常に大事な連絡会だと私は思っていますよ、その育てる意味で。そして、持ち帰って指導者にならなければいけないのですから。その辺の詳しいことというのはいかがですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　私もこの第１回の最初の推進員の委嘱式、それから連絡会の総会というこれを持ってきたのですけれども、まずこの生涯学習推進員さんの改選期でありまして、継続してやってくださる方、新しく推進員さんになった方もいますので、初めからどういうふうにその推進員さんの役割というのはあるか。まず推進員さんを置くということです。先ほど中里議員さんが言いましたように、玉村町生涯学習推進員設置要綱の第１条に、どうしてその生涯学習推進員さんを置くかということが書いてあるのです。これもきっちり話しました。そして、第２条でこういう業務をやっていただきますよということも話をしました。

したがって、こういうことを理解していただいた上で、そして各地区の生涯学習の支援ということに当たっていただくということでありますけれども、その生涯学習というのはではどういうことなのかということについて、実はここのところに生涯学習の意義ということについてきちっと説明をさせていただきました。そして、この生涯学習そのものの、とにかく玉村町という地域で考えると、玉村町民憲章というのがまずありますよと。これが大変重要な役割を果たして、こういうまちづくりをしましょうということで地域の生涯学習もスタートしているのだと。そういうことを踏まえて、玉村町における生涯学習推進上の基本的な考え方をこう持っていますよということについてきっちりと話をしています。そして、こういうことをしっかり役割を果たして、力をつけていってくださるために、どういうふうな実務研修をこの年度はやろうとしているのかという２１年度の実務研修の計画も示してございます。そういう中で、推進員さんに少しずつ認識を高め、そして各地区でリーダーとしての資質を高めて、リーダーとなってやっていってくれるかと。そういうことで取り組んでいますので、ぜひご理解いただきたいと、こういうふうに思います。

◇議長（石川眞男君）　中里知恵子議員。

〔７番　中里知惠子君発言〕

◇７番（中里知惠子君）　理解はしますけれども、言いわけに聞こえます。つまりもう何年もやっていらっしゃるわけなので、ではわからなかったらなぜ繰り返すというか、方法を変えるような施策。それは、教育長ご自身も教員の時代があったわけですから、どういうふうに子供を説得するか。これは精神教育ですから、それなりの準備を。難しいと思っています。というのは、群馬県自体どうもちょっとあいまいなところがありますので、生涯学習については。だから、まさに一から難しいと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと１分になりましたので、一番最後の問題は。これはコンピューターですか、私自身機械を操作して英語教育をしたことがありますので、機械はたくさん結構です。だけれども、ハードはいただいたけれども、ソフトは適当というのが日本の実情でございますので、その意味で南小学校、それから玉中を訪問し、その前に特認校の高崎市の南小学校、これはＩＴの特認校です。先生方全員が協力体制にあります、１年生から６年生まで。最後になると帯グラフだなんだ、わかりませんが、できるような技術もつけるわけ。それから、城南小学校は英語であります。英語、これも１年生から始まりまして、ＡＬＴだけではなくて担任もいて、そのほか日本人の英語教員がいるのですよ。３人で組んで。それの結果を見てきました。その辺をもう頭に入っていますので、そういう意味でここで何ができるかということ。

まず、もう３２秒ですので、やはりサポーターが欲しいそうです。今ベネッセから２４日来ているそうです。倍欲しいですねと校長先生はおっしゃいました。よろしくお願いします。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　ちょっと質問の要旨はわからないのですが、実は玉村町でも先ほど言いましたように、小学校の英語学習というのが……

◇議長（石川眞男君）　もし言えることがありましたら言って、それで終わりたいと思います。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　英語学習の取り組みというのは大変私は進んでいるのだというふうに思います。ことしも中部教育事務所ですけれども、代表としまして玉村の小学校、全小学校を公開しまして、群馬県下から小中学校の先生が来て、英語学習はこういうことをやっているのだということで紹介をしていますので、少し進んだ形ではあるかというふうに思いますけれども、研修はうんと大事ではありますので、これからどういう研修をしていけば充実するのかということについてはしっかり考えていきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　次に、１番原幹雄議員の発言を許します。

〔何事かの声あり〕

◇**議長（石川眞男君）**　では、休憩しましょう。５時から開始にします。

午後４時４６分休憩

午後５時００分再開

◇**議長（石川眞男君）**　再開します。

〔１番　原　幹雄君登壇〕

◇**１番（原　幹雄君）**　１番原幹雄。一般通告質問書に従い、質問をさせていただきます。大分遅くなりまして大変申しわけございませんが、私も今回が最後のつもりで一生懸命やりますので、よろしくお願いします。

まず、主要計画の町民への事前周知についてということでございますが、第５次玉村町総合計画や平成２３年度以降の下水道整備計画など町民に大きな影響のある重要な計画策定が予定されておりますが、事前にできる限りの情報を町民の皆さんに伝え、だれもが意見を言える環境を整えておくことが協働のまちづくりの基本と考えます。情報をどのように伝え、町民の参加を図っていくつもりか、お伺いします。

２番目ですが、国民健康保険税の資産割についてお伺いします。国民健康保険税の資産割は、担税力という点から考えてみても、現在無理が生じているのではないか。固定資産税を徴収しているのであり、２重課税となっており、他の健康保険制度に加入している人との間で不公平が生じていると思います。所得の把握が改善されている今日、資産割の役割は終わったのではないかと考えます。ただ、負担増となる加入者の方々の問題もございますが、廃止を検討すべき時期に来ているのではないかというふうに考えます。

３番目ですが、郷土の歴史教育についてお伺いします。まちづくり玉村塾やたまむら歌留多の作成など、自分たちの足元を見直そうという動きがあることは大変喜ばしいことだと思います。人口急増の時代から落ちつきを取り戻しつつある時代になってきたと思っていますが、ここで郷土の歴史を町の人たちに知らせ、郷土に愛着を持ってもらう一助にしていく事業を推進していく必要があると考えております。町の人たちに郷土の歴史を知らせていく事業には現在どのようなものがあるか、お伺いします。

以上で第１回目の質問を終わります。

◇**議長（石川眞男君）**　町長。

〔町長　貫井孝道君登壇〕

◇**町長（貫井孝道君）**　１番原幹雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、主要計画の町民への事前周知についての質問でございます。議員ご質問のとおり、当

町においては今後第５次総合計画や下水道整備計画などの主要な計画の策定を行います。計画策定に当たり、事前に住民の皆さんに情報を伝え、町民の参加を図っていくことは、まちづくりにとって大変重要なことであると考えております。第５次総合計画につきましては、住民参加の方法として、住民アンケート、各種団体アンケートや住民提案制度の実施、住民懇談会の開催、パブリックコメントの実施、総合計画審議会委員の公募などを行う予定であります。そして、これらのことについてはもちろんですが、計画策定の状況を町広報やホームページ等でお知らせし、住民の皆さんに情報が伝わるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成２３年度以降の下水道整備計画などについてでございます。平成２３年度以降の認可区域の拡大につきましては、２１年度、２２年度に拡大区域の設定を行うべく準備を進めております。現在は２２年度までの事業認可となった区域の整備を進めておりまして、全体計画の９３１ヘクタールのうち５８０ヘクタールの認可となっており、２２年度末には５４７ヘクタールの整備が完了する予定であります。今後の整備予定区域の拡大は、普及率向上の効率性を前提に、区長さんや地元の皆様方の意見、要望等を十分反映できますよう検討を重ねております。ご質問者の言われるとおり、町民に大きな影響のある重要な計画策定でありますので、広く意見聴取ができるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。また、できました計画案等につきましては、告示することはもとより、広報紙等を通じ皆様に事前周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税の資産割のあり方についてのご提言であります。国民健康保険では、世帯所得を算定基礎とする所得割、世帯資産を算定基礎とする資産割、加入者１人当たりの額を定める均等割、１世帯当たりの額を定める平等割の４つを、各市町村が実情に応じ、組み合わせて保険税を算出することを定めております。採用するに当たり言われておりますのは、資産割は所得割の補完的なもので、固定資産の所有が一般的で世帯意識の強い農村部に４方式が適しております。４方式から資産割を除いた３方式は中小都市に適している。また、世帯意識が比較的薄く、納税者の多い大都市には２方式が適しているとのことであります。２年ほど前の全国統計になりますが、４つすべてを用いている市町村が８２．３％と大半を占めており、次いで資産割を除く３つを用いる市町村が１５．４％、所得割と均等割の２つが２．３％という状況にございます。しかし、近年都市部を中心に固定資産税の評価額に格差がある。資産所有が必ずしも担税力をあらわすものではない。固定資産税額に応じた課税を行う資産割は重税感があるなどとして、３方式を検討している市町村がふえているようでございます。

玉村町では、現在４方式を採用しておりますが、都市化が進んだことにより国保加入者の実情も変化しておりますので、資産割の配分のあり方等も含めて、今後国保税の税率改正を行うことが余儀なくされた場合において、国保運営審議会等において玉村町国保事業を安定的に継続するためにふさわしい賦課割合の検討をしていただいた上で議会に提案させていただきますので、よろしくお願いいた

します。

続きまして、郷土の歴史教育についてでございます。これについては、教育長のほうから答えさせていただきます。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君登壇〕

◇教育長（熊谷誠司君）　それでは、３番目の郷土の歴史教育についてお答え申し上げたいと思います。

郷土の歴史教育について、町の人たちに郷土の歴史を知らせていく事業にはどのようなものがあるかということだと思いますので、この質問にお答え申し上げたいと思います。戦後全国的な傾向として、この町には残し生かすような歴史はないとばかりに金太郎あめ的なまちづくりが進められ、その結果特色のない、魅力の乏しいまちがあちこちに誕生しました。その反省に基づき、まちや地域の記憶を大切にしたまちづくりが２１世紀のまちづくりのキーワードになってきております。目先のことばかりにとらわれず、次世代に誇りや愛着を持って受け継いでもらえる将来のまちを描くためにも、郷土の歴史を知り、今あるものを大切にして、その上に新しい文化を重ねていくことは大変重要なことであります。原議員のご指摘のとおり、まちづくり玉村塾の歴史資産を生かしたまちづくりの取り組みや、商工会青年部が作成したたまむら歌留多の普及活動もそのような趣旨に基づく活動であると認識し、町としても支援しているところであります。

町の人たちに郷土の歴史を知っていただくための事業としましては、次のような取り組みを行っています。主なものを幾つか申し上げたいと思います。２年前に毎戸配布をさせていただいた町制５０周年記念誌には、町の歴史をダイジェスト版でわかりやすく掲載させていただきました。また、生涯学習推進員による歴史資料館を活用しての地区住民を対象にした歴史の学習会も試みられています。ことしは、ミニ企画展として玉村町の県重文展、企画展として群大考古資料里帰り展を実施し、秋には歴史資料館の特別展として地区の歴史を知っていただくことを趣旨とした玉村町の地区の歴史Ⅱ上陽地区編、これを開催いたします。１月には、町の歴史、文化について各分野でご活躍の先生を講師にお願いして、歴史講座を開催する予定でおります。小学校でも３年生、４年生を対象にした社会科副読本が作成され、町のことを知る教材として活用していますけれども、よりよいものにしようと、ことしはその改訂版作成に取り組んでいるところでもあります。その他、玉村高校がフィールドワークｉｎたまむらと題して、地域の歴史や文化を生徒が理解し、地域の一員としての自覚と責任を担うことを目的に、歴史資料館の見学と歴史の学習会や玉村八幡宮周辺の歴史散歩を計画しており、町教育委員会も全面的に協力する予定であります。

このように、町では学校の学習、歴史資料館等による普及活動や住民との協働による活動を通して、郷土の歴史や文化を知り、誇りと愛着を持ってまちづくりに向けて取り組んでいるところであります。これらは一朝一夕でできるものではありませんから、今後も皆様のご理解とご協力をいただきながら

進めていく所存でありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　以降は自席より質問させていただきます。

まず最初に、主要計画の町民へ、町の皆さんへの事前周知についてということですが、アンケートその他をやる予定ですということですが、やはり一番肝心なのは、いかに関心を持ってもらうかということかなというふうに思います。アンケートが来たときに、何だこれはということではなくて、やはりそれまでに何とか１回でも２回でも周知をしていくというふうなやり方をしないと。もう一つ懸念をされるのは、言う人が限られてくるというのですか、いつも特定の同じようなメンバーで、例えば審議会なりなんかをしたとしても出てきてしまうという懸念もありますので、一番いいのは、やはり区長さんに、先ほどから区長会が２カ月に１遍あるということですので、こういうのがありますよということでぜひそのときに何回でも、こういう計画があります。今度はこういうのをやりますから、よく皆さんに言っておいてくださいとかというのをやっていけたらなというふうに、がいいのではないかなというふうに考えますが、いかがお考えになりますか。これは総務課長が担当ですか。

◇議長（石川眞男君）　総務課長。

〔総務課長　小林秀行君発言〕

◇総務課長（小林秀行君）　第５次総合計画の策定に関しましては、なるべく多くの人に知ってもらいたいというのが町の立場でございますので、区長会をはじめいろんなところで、今立てている最中ですよと、そういうお知らせ、周知はしていきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　それで、同じことがこれは下水道のほうでも言えるかと思います。こういう計画というのですか、例えば２３年度以降の整備計画をことしじゅうにある程度決めていくというのですか、場所の決定をしていくと。そういった意見の中で、やはり地区で区長さんによくまとめておいてくださいというふうなそういった周知が必要かと考えますが、課長、いかがですか。

◇議長（石川眞男君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　太田　巧君発言〕

◇上下水道課長（太田　巧君）　ご質問者言われるとおり、今年度、来年度、２カ年を使いまして、いわゆる２３年度以降の認可区域の拡大ということで今検討に入っております。現に先ほど関心を持っていただくということでは、広報にでも住民の方からもいろんなご意見あるいは要望等もいただいておりまして、実は一昨日におきまして個人的にもそういった、例えば私どものほうはいつごろになるのでしょうかというふうなこと等も実際にいただいておりますので、ただいまお話をいただきまし

た、当然地域の代表の行政の区長さん等にも十分お話を伺う中で、次期の拡充計画を策定してまいりたいと思っております。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　そういうことで、私も実はぜひご協力をしたいのですが、例えば下水道の計画をどういう計画で、要するにタイムスケジュールですね、やるのかというのを把握していないと、地元の区長さんには多分こういうことなので、できるだけみんなで意見をよく聞いておいてくださいというふうな、一緒に聞きましょうというふうな要望というのですか、お話はしてあるのですけれども、やっぱり我々もそういうことで皆さんに周知をしていくというのですか、折に触れ話すためには、やっぱりそこら辺のスケジュールなり、ある程度の基本的な概念というのですか、いったところを我々にもぜひ周知というのですか、折に触れレクチャーしていただければと思いますが、その辺は副町長、いかがでしょう。

◇議長（石川眞男君）　副町長。

〔副町長　横堀憲司君発言〕

◇副町長（横堀憲司君）　大変ありがたいご意見だと思います。その辺についても具体的にどのようにできるかということを前向きに検討していきたいというふうに思います。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　ありがとうございました。そういうことで本当に議員も、我々が一番よく、区長さんもそうですけれども、やっぱり地元で一番よく人に会いますので、そういうときにこういうのがありますよ、関心を持ってくださいね、意見があったら言ってくださいねというのをぜひ協力したいと思っております。済みません。町長に一言、こういった我々も協力したいということでやっていきたいと思いますので、町長にご意見というか、一言お願いできますか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　町の運営は議員さんの協力がなければできないと考えております。そういう意味でも、議員、町長という立場でなく、全員が町長のような気持ちで協力をしていただきたいなと思っております。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　この一番の事前周知についてということは、私の思いとしますと、ぜひこういう問題は全町というのですか、全員でやりたいということなので、ぜひ我々にも情報をまずどんどん開示していただいて、それで協力ができるような形をとっていただければと思います。

続きまして、固定資産税の資産割についてですが、先ほどのご回答の中で、次回の税率改正等のときには考えてもよいのだか、考えるということなのか、ちょっとその辺があれですが、担当段階でこういったシミュレーションをしたことはございますか。

◇議長（石川眞男君）　税務課長。

〔税務課長　阿佐美恒治君発言〕

◇税務課長（阿佐美恒治君）　シミュレーションといいましょうか、例えば固定資産税の賦課割合の中には応能割と応益割がございます。応能割につきましては資産割と所得割、応益割が加入者１人当たりの金額、それと１世帯当たりの金額ということから平等割があらわされています。その中で、標準賦課割合としてはその２つを５０、５０にしなさいよということです。先ほどのご質問の資産割を除くということになりますと、所得割をその中で５０％に持っていかなければならないということなのです。ご存じのとおり、国保の加入者というのは、前は商店の方々とか農業者の方々が入っていたのですけれども、最近では退職をされた年金生活の方々が非常に多くなっている。その方々の所得割が大変ふえるということが懸念されるわけでございます。

当然国保の事業を運営するということは、玉村町の国保加入者全部の方からお預かりする総金額というのは当然変わらないわけなのです。ですから、当然低所得者、年金所得者の方が低所得者と言えるかどうかは別として、そういった低所得と思われる方々の負担割合が５０、５０に近づけるためには相当負担が多くなることが想定されるのは事実でございます。そうなりますと、今まで培ってきたといいましょうか、長年玉村町の負担割合というのが崩れるということでありますので、そうなりますとどうなのかというところが１つありますけれども、先ほど町長も申し上げましたように、玉村町もアパート経営者の方々だとか、新しく家をつくられて住まわれた方とか、所得を生まない持ち家の方々もあるわけです。アパート等を経営されている方々はそれなりの所得がある。もちろん固定資産税でそれは払っているよと、重税感はあるということは事実なのですけれども、そういった方々との絡みもありますし、この負担割合を変更するということは、先ほどの町長の答弁とちょっと消極的になってしまいますけれども、相当の考え方をまとめてからでないと、変更というのはなかなか難しいのかなというところでございます。

ただ、私個人的に考えますのは、６月の定例議会において齊藤議員さんからこれに関連したような質問をいただきました。玉村町では、先ほど申し上げました応能割の負担が応益割に対して少し低いのです。それを５０、５０にすることによって、今まで低所得者に対しての補助というのですか、それが今は６割、４割とありますけれども、５割、５割に近づけることによって１割ずつふえて、７、５、２割という補助があります。この補助につきましては、すべて県からの補助ではありません。補てん分としましては４分の３が県からの補助､それに４分の１を加えて国保のほうに､町が４分の１を加えて補てんをするということでありますので、私が個人的に考えますのは、資産割の部分を少し減らすというのが、今の玉村町の国保事業を永続的に進めていくためには一番いいのかなと個人的には

考えているところでございます。

◇**議長（石川眞男君）**　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇**１番（原　幹雄君）**　課長はこの資産割というのですか、この固定資産税に対して課税するということは公平というか、平等というか、という原則から見て、私はかなりいびつではないかというふうに考えるのですが、その辺の認識は、課長、どう考えます。

◇**議長（石川眞男君）**　税務課長。

〔税務課長　阿佐美恒治君発言〕

◇**税務課長（阿佐美恒治君）**　先ほど町長の答弁にもありましたように、固定資産税に課税するというのは応能割を少しでも減らすための補完的な役割があったということでありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

◇**議長（石川眞男君）**　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇**１番（原　幹雄君）**　ここにも質問書にもちょっと出しましたが、例えば組合健保に入っているとほとんど資産がどんなにあろうが所得１本ということになっていますね。それと、あと町外に資産をお持ちの方というのは、これはこの資産割には入るのですか。

◇**議長（石川眞男君）**　税務課長。

〔税務課長　阿佐美恒治君発言〕

◇**税務課長（阿佐美恒治君）**　大変申しわけありませんが、想像ですが、町外に持っておっても玉村町にお住まいの方に賦課されると思います。

それと、ちょっと先ほどの答弁に補足させていただきますけれども、一番問題なのは、例えば資産をたくさんお持ちの方。もう行き着いてしまって上限があるわけです。その方は割合にあきらめるというか、納得してくれるのだと思いますけれども、ちょうど上限に到達するまでの間の資産の持ち主の方、例えば固定資産として１億円を持っている方でも本当にぎりぎり上限に到達する方、それも同じなのです。ただ、医療割、例えば医療分にしても４７万円が上限ですから、その辺の方が一番不合理だと思われる原因になってくるのだと思っていますが。

◇**議長（石川眞男君）**　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇**１番（原　幹雄君）**　ちょっとまた副町長にお尋ねしますが、いろいろなケースを想定して、シミュレーションをしてみるということを指示なさるおつもりはございませんですか。

◇**議長（石川眞男君）**　副町長。

〔副町長　横堀憲司君発言〕

◇**副町長（横堀憲司君）**　シミュレーションを指示するかどうかということですけれども、先ほど阿

佐美課長のほうから申し上げましたように、フィフティー・フィフティーの割合であるとか、そういった点では既に試算をして、検討したというところがあります。実際に今４方式というのが８０％を超える市町村で実施をしているという状況にあります。理屈の上では、資産に対して負担を求めるということは、確かに不平等というか、不合理だという考え方が支配的になってきつつあるのかなというふうに思いますけれども、過去の経緯から見ますと、例えばいわゆる物持ちの大臣というような発想からそういったことができてきたのかなと思いますけれども、実際に私もそうですが、例えば私がかなり広い屋敷を持っていたとしても、それがかなり高く評価をされたとしても、それを売り払って生活するわけではありませんから、当然それの評価の高い安いなんていうのは課税の対象にカウントされてしまうと、実際に生活が困るよというところがあります。そういった実例がだんだん、だんだんふえてきつつあるというのは認識をしております。ですから、そういったものを踏まえて、確かに負担のあれが実際に率を変えることによってかなり動いてきますから、慎重に検討をしていかなくてはならない問題だろうというふうには思います。いろいろと関係市町村というか、周りの市町村も当然そういった問題意識を持ってやっていますから、その辺ともやっぱりこういう問題は余り単独で先行してうちがぽんと変えるのはちょっといろいろ問題もあるのかなと。その辺はよく周辺とも協調し合って、一緒に検討していくということが一番妥当ではないかなというふうに思いますので、そんな方向で検討できればというふうに思います。

◇議長（石川眞男君）　税務課長。

〔税務課長　阿佐美恒治君発言〕

◇税務課長（阿佐美恒治君）　先ほどの発言を訂正させていただきます。

町外の資産につきましてはデータがないということの中で、町外の資産は資産割には含まれておらないと訂正をさせていただきます。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　特にこの辺は昔、私が見ているのは特に元農家ですけれども、昔養蚕をやっていたということで、かなり広大な敷地を皆さんお持ちですので、そこが宅地化されて、それでおばあちゃんの名義で相続したけれどもということになると、本当に税金を払う能力なんていうのははっきり言って固定資産税を払うのがやっとですから。だから、それに追い打ちをかけるようなというのは、町長のご答弁にもありましたとおり、やはりだんだん都市化している玉村町としては、そろそろこういうのを真剣に考える時期に来ているのではないかというふうに私は考えますが、町長、もう一回その辺をご回答いただいてよろしいでしょうか。

◇議長（石川眞男君）　町長。

〔町長　貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君）　今原議員さんが言っている一番の問題点は、やっぱり現在の資産そのものが

担税力が非常に弱くなったということにあるのではないかなと考えています。以前は土地というのは土地神話というのがありまして、どんどん、どんどん上がっていくと。私は銀行にいたのですけれども、土地さえあれば担保力があってお金を貸した時代があったわけでございますけれども、今はその土地そのものの評価ももちろんですけれども、それを使っての担税力というのですか、税金を生み出す資産からのあれが弱くなっていることは確かですし、玉村町そのものがそういう資産、今までは純農村で大変土地を持っていたということですけれども、非常にそれが減ってきたということです。そういうものを考えますと、今後の税率の変更等があるときは、やはりその辺も十分に、先ほどシミュレーションというのがありましたけれども、シミュレーションを通した中で公平感を持つような形に変えていく必要はあるかなと私も個人的にはそんなことを考えています。ただ、今ここでどういうふうに変えるというまでのシミュレーションはありませんので、その辺は理解していただきたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　そういうことで、ぜひご検討をしていただきたいと。そのときになってやるのではなくて、事前にいろんなケースのシミュレーションをやっていただき、事前にしておいて、どれがいいというのをよくご検討いただければと思います。

次に、郷土の歴史教育についてということですが、いろいろなことをやっていらっしゃるということで安心をしましたが、１つ、割とこういう新しい人というのですか、玉村町によそから移り住んできた人たち、例えば玉村の歴史というのですか、簡単な例えばこういうものがありますよ、ああいうものがありますよというふうなそんな冊子みたいのはおつくりになっていますか。

◇議長（石川眞男君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　加藤喜代孝君発言〕

◇生涯学習課長（加藤喜代孝君）　昔つくったのは多分あると思います。ただ、それ以降新しい文化財等が発掘されたり、発見されたりしておりますので、これからそういったものを集めまして、新しく作成していこうかなというふうな考えではおります。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　「広報たまむら」に連載で「三右衛門日記」だったですか、というのをずっとなさっていますが、どうせ載せるのだったらもうちょっと簡単なのを、簡単なという言い方はないのですけれども、例えば玉村塾には国定忠治が護送の途中でたしか泊まったのですかね。といったふうなそういったエピソード的なことだけでもいいと思うのです。そういうふうなものを、みんながちょこっと興味を引けるようなそういったつくり方をぜひしていただければと思いますが。

◇議長（石川眞男君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　加藤喜代孝君発言〕

◇生涯学習課長（加藤喜代孝君）　ああいった文化財の先生方が書く資料なので、なかなか専門的な方々の内容なので、できるだけ住民にわかりやすく、子供にもわかるような、そういったようなことでお願いしたいと思います。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　と申しますのは、実は芝根小学校の地区懇談会に出たときに、ちょっと下之宮の話というのですか、火雷神社の話をちょっとしまして、上野十二社というのがありますが、それは九百何年の延喜式というのに出ているのだから、少なくとも１，０００年以上続いていて、それはこの辺の人たち、特に皆さんにいろんなお年寄りが守ってきているのですよという話をしますと、やはりちょっと見方が変わってくるというのですかね。だから、そういうのを少しずつ知らせていくという努力が我々は必要ではないかなというふうに考えるのですが、教育長、いかがですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　やはり郷土に関心をしっかり持ってもらうということは、知っていただくということだと思うのです。やっぱり知っていただくためには、ある程度興味を持って目を向けていただけるような工夫というのは大変大事だというふうに思いますので、そういう資料はかなり資料館にはあるのではないかというふうに私は思っていますので、そういうものは整理して、手にとってすぐ見られるようなそういうもので住民の方々に関心を持っていただけるような発信工夫というのは必要かというふうに思っていますので、これからちょっと検討していきたいなというふうに思っています。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　一般町民の町の皆さん向けのいろんなイベントについてはお話しいただいたのですが、学校教育についてはこの小学校３、４年生の副読本だけですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　小学校３年生、４年生になりますと郷土の歴史の学習をします。小学校では歴史教育とは言いません。歴史に関する内容の学習をするということでありまして、歴史教育というのは中学校で歴史的な分野があるわけですけれども、そこで通史ですね。通して歴史を学ぶと。その通史で歴史教育というような言い方をしていると思いますので、中学生は歴史教育という言い方をしますが、小学校は歴史に関する内容を学習するということで、小学校３、４年生から郷土の内容について、歴史だけではなくて自然であるとか、経済、産業であるとか、あるいは芸能文化であるとか、

そういうふうなものをすべて含めて学習していると、そういう状況でございます。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　それで、その教育の中でせっかく歴史資料館があるのですが、この辺は生徒さんは見学するというか、学校行事として例えば見学するような機会というのは設けられているのですか。

◇議長（石川眞男君）　教育長。

〔教育長　熊谷誠司君発言〕

◇教育長（熊谷誠司君）　ことしですけれども、今ちょっと資料を担当からいただいたのですけれども、中央小学校、企画展の見学、玉村高校の企画展の見学、それから玉村幼稚園、第５保育所、第４保育所、玉村小学校、南小学校、こういう子供たちが歴史資料館を訪れて、町の歴史について学習をしていると。そういう状況でございますので、かなり子供たちは、あるいは大人よりもしっかりとした関心を持っているのではないかと。先日上陽小学校の授業参観に行きましたら、軍配山の滝川一益のことについて学習していましたので、かなりそういう歴史的な学習というのは行われているというふうに思っています。

◇議長（石川眞男君）　原幹雄議員。

〔１番　原　幹雄君発言〕

◇１番（原　幹雄君）　歴史教育ということで、特に子供のころに地元というのですか、郷土の歴史というのを学ぶというのは、その後の人生に物すごく影響があると思います。最近は高校生になると日本史もやらないなんて、私はどう考えてもおかしくてしようがないのですが、そういうことで少なくとも小学校、中学校の間にぜひ玉村町の歴史というのを子供たちにも勉強してもらって、それで地元を知るということがやはり大きくなってから、ああ、ああいう町だったよねというふうな愛着を持つ第一歩かと思いますので、ぜひそういったことを進めていきたいと思います。

きょうの質問というのですか、一般質問は、私のほうからこういうことをしてはどうかということでご提案を申し上げたということでご理解いただきまして、今後の参考にしていただければと思います。

時間も大分経過しましたので、私の一般質問はこれで終わりにします。ありがとうございました。

◇

○散　　会

◇議長（石川眞男君）　以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日は、午前９時までに議場へご参集ください。ご苦労さまでした。

午後５時４３分散会